

<p>高味議長</p>	<p style="text-align: right;">(9:30)</p> <p>皆さん、おはようございます。 ただいまの出席議員は全員であります。 定足数に達していますので、これより令和5年第1回木津川市精華町環境施設組合定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 議員の皆様をはじめ、管理者並びに関係職員におかれましては、木津川市、精華町の定例会をそれぞれ控え、何かとご多用の中ご出席賜り、大変ご苦労さまでございます。 平素は、本組合運営に何かとご理解とご協力を賜りまして、深く御礼申し上げます。 職員の皆様におかれましては、木津川市及び精華町のごみ処理を担う環境の森センター・きづがわの継続した安定稼働に努めていただき、感謝申し上げます。 また、議会におきましても、一般質問や議会運営委員会等々が開催されることになり、何かと事務局の方にはお世話になりました。この場をお借りして御礼を申し上げます。 さて、本日は、4人による一般質問並びに提案されている議案がございます。令和2年に国内で初めて新型コロナ感染事例が確認されてから3年が経過し、政府は今年の5月8日に5類に移行する方針を決定いたしました。ただ、まだまだ季節型インフルエンザ等々が流行しておりますので、皆様にはご留意していただきたいと思っております。含め、本日は、長時間にならないようスムーズな議会運営にて慎重なる審議を賜ることをお願い申し上げます。開会の挨拶に代えさせていただきます。 続きまして、管理者から挨拶をお願いします。 なお、先ほども申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、本日の会議中においては、発言の際はマスクを着用し、着席したままでの発言をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。 それでは、管理者、お願いします。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>皆さん、おはようございます。 令和5年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 議員の皆様におかれましては、令和5年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、それぞれの定例会を近く控える中、公私ご多用にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 平素は、本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。</p>

<p>河井管理者 つづき</p>	<p>さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、第8波による感染拡大が少し落ち着きの様子がうかがえ、春以降は感染症法上の分類を2類から5類に見直すとともに、行動制限やマスク着用を緩和するなどの検討がなされています。しかしながら、高齢者や基礎疾患をお持ちの方の感染対策を引き続き確保していく必要があると考えておりまして、いまだ予断を許さない状況でございます。</p> <p>木津川市と精華町のごみ処理を担う本組合におきましても、管内住民の皆様の生活を支える重要な社会インフラとして、滞ることなく安定した業務継続に当たるよう指示しているところでございます。</p> <p>環境の森センター・きづがわの運転管理に関しまして、去る1月6日から1月17日の間、2炉とも停止をし、クレーン、排ガス処理設備、電気設備などの定期点検を行いました。また、昨年12月29日から年末年始の休炉期間に入りましたので、この定期点検期間を合わせますと19日間ごみの焼却処理をしていませんが、年末年始のごみの増加を考慮した運転計画により、ごみの受入れにつきましては問題なく対応している状況でございます。引き続き、適切に施設の維持管理に努め、可燃ごみの安定した焼却処理に取り組んでまいります。</p> <p>さて、本日ご提案をさせていただきます議案につきましては、個人情報保護に関する法律施行条例の制定、情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部改正、会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正、職員の定年等に関する条例等の一部改正等及び令和5年度一般会計予算の5件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、現状の報告などを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり進めてまいります。</p> <p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、高岡伸行議員と3番、伊藤紀味枝議員を指名いたします。</p> <p>なお、両君の不測の場合には、次の議席の議員を署名議員といたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日2月8日の1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>異議なしと認めます。 したがって、会期は本日の1日間に決定いたしました。</p> <p>日程第3「一般質問」を行います。 一般質問をされる方は4人です。 発言時間は、答弁を含め30分までといたします。 それでは、1番目、竹川増晴さん。 竹川さん。</p>
<p>竹川議員</p>	<p>マイクはもう触らなくていいんですね。もうオンになっていますけれども。</p> <p>改めまして、おはようございます。竹川増晴です。 一般質問通告書に基づきまして質問をします。 大きく2点について質問をします。</p> <p>1番目は、一部事務組合に住民の意思を反映させることについて、大きな2番、災害廃棄物処理についてです。</p> <p>1、地方自治法第284条2項により一部事務組合は設けられています。一部事務組合の議会の議員は構成自治体の議会から選出されるため、住民が望む議員が組合議員になるとは限らず、民意が間接的になるなど、直接民意が反映されなくなります。今、気候危機と言われる中で、持続可能な社会は待ったなしです。ごみ問題を一部事務組合だけの事務と割り切ることはできません。管理者、事務局、議会、住民の力が必要です。</p> <p>そこで、伺います。</p> <p>(1) 広報だけでなく、生ごみ堆肥化運動など具体的に見えるごみ減量運動を提案し、組織化することなどを考えていますか。</p> <p>(2) 広聴が重要だと言われていています。組合として広聴の場を設定することを考えていますか。</p> <p>大きな2番、生駒断層帯地震や木津川氾濫などを想定した災害時の廃棄物処理がそれぞれ計画されています。災害発生時に各市町は、災害廃棄物を処理し、復旧・復興させる策定をしています。その際、環境の森センター・きづがわは大きな役割を果たします。</p> <p>そこで、伺います。</p> <p>(1) ふだんの処理実績を踏まえ、災害時における処理能力はどれほどなのか。</p> <p>(2) 2021年9月に奈良市の焼却炉が故障し、1か月ほど奈良市の一般廃棄物を受け入れたことがありました。その際、通常料金でごみの受入れをしました。その理由を尋ねると、ケース・バイ・ケースで判断するとのことでした。良心的な対応であったと思われませんが、本組合が逆に他の組合に依頼した場合にはどうなるかは不明です。このような事態を想定して、近隣自治体と申合せ文書などを作ることを考えていますか。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>

高味議長	管理者。
河井管理者	<p>竹川議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>1 問目の1 点目について、本組合で共同処理する事務は、木津川市精華町環境施設組合同規約に基づき、一般廃棄物の処理施設の設置、管理及び運営に関する事務及び一般廃棄物収集運搬業の許可に関する事務であり、本組合において主体的にごみ減量等に関する提案や組織化等を行うことは考えておりません。</p> <p>2 点目について、本組合業務に関して、住民の皆様からのご意見等をお聞きすることは大切なことであると認識をしております。組合ホームページにおいては、メールによって広く皆様からお問合せいただけるよう表示を行うとともに、見学時には様々な視点におけるご意見や質疑などに対応しているところでございます。</p> <p>今後とも、住民、見学者の皆様からのご意見など参考にさせていただきながら、安心・安全な施設運営に取り組んでまいります。</p> <p>次に、2 問目の1 点目について、災害時は、その規模や範囲、被災の状況など、予測不能な事態に陥ることも考えられます。したがって、災害時の処理能力がどれほどかを明確にお答えすることは困難ですが、直近の運転計画としては、1 日で4 7 トン焼却可能な焼却炉2 炉に対して、それぞれ4 3 トン程度稼働させることで、休炉時の点検作業なども含めた安定した運転管理を行っているところでございます。</p> <p>2 点目について、現時点におきまして、環境の森センター・きづがわの施設の不具合のみを理由として近隣自治体等との申合せなどを交わすことは考えておりません。事象発生時において、構成市町と共にそれぞれ必要な対応などを検討した上で、京都府や近隣自治体、民間事業者などへ協力要請を行っているものと考えております。</p> <p>なお、地震等災害時及び不測の事態に備えるものとしたしましては、令和2 年から、三重中央開発株式会社を連結子会社とする大栄環境株式会社と本組合において災害廃棄物等の処理に関する支援協定を締結しております。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	竹川さん。
竹川議員	<p>では、まず、第1 番目から質問したいと思います。</p> <p>まず(1) で、ごみ減量の取組の提案は考えていないということですが、全国的な取組を見ますと、例えばごみ焼却場を造るとき、一番造るときなどはもちろん近隣の住民との対応等々がありますので、大きな問題、地域住民との話合いは当然なされていくんですが、もうスタートした後、じゃ、もう近隣住民の合意は得たからいろんな広報活</p>

<p>竹川議員 つづき</p>	<p>動などはもういいのかというと、そうではないと思います。</p> <p>特に今、深刻な気候危機の中で、恥ずかしながら日本政府は世界の中で化石賞を連続してもらおうというような中で、私たちの市町としては、この環境の森センターができた後、それぞれの市町の住民さんとの間でどのようなこういうごみの減量を図る、CO₂の排出を削減するかというのは、やはり組合としても取り組むべき問題だとは思いますが、これが世界の流れであり、私たちの責任ではあるとは思いますが、提案は考えていないということで、やはりこういう世界と日本の流れの中で何か、例えば生ごみ堆肥化運動とか、そういうのは各市町任せにしないで、やはり組合議会としても、また組合としても、せめてそういう住民の声を聞きながら、そういう声を聞いて、じゃ、こういうことを提案してみようかという提案はすごく大事なことだと思います。ただ燃えるごみを燃やしていますよという、そういう時代ではないと思うんですが、どうでしょう。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>竹川議員のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>先ほど管理者から答弁があったとおりでございますが、竹川議員がご提案をいただいております、いわゆる生ごみの減量に対する取組というのは、非常に大切なことであるというのはもう共通認識でございます。ごみの組成調査によりますと、一般的には重量比で4割から5割程度の厨芥類が含まれているというような結果も出ているところでございますので、食品ロスをはじめ、生ごみ、厨芥ごみを減量化していくというのは非常に大切なことであると考えております。</p> <p>ただ、先ほど管理者から答弁もありましたように、まずこの施設については、この施設の運営管理をしっかりやっていくということ、そして、この後のご質問等にもございますけれども、住民の皆さん、あるいは見学者の皆さん、そういった方が見学に来ていただいたときには、そういった啓発も含めながら見学対応をしているところでございますので、ただ、今おっしゃるような組織化に向けた取組、非常にエネルギーの要る作業であると思います。こういったことについては、組合としてはマンパワーが十分充足をしているところでもございませんし、やはり市町の皆様方にその地域性に見合った取組というのを進めていただけたらありがたいと、このように考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>竹川さん。</p>
<p>竹川議員</p>	<p>何でも無理はしないほうがいいと思います。それはもう物事一般に</p>

<p>竹川議員 つづき</p>	<p>言えることで、そんなに多くの人数が要るわけじゃありませんので、ダイオキシンの数値は発表もしていますし、じゃ、それだけでいいのかということ、やはりそうではないという、そういう時代なんです。</p> <p>やはり私たちとしても住民に発信をしていくと、組合としても、それは例えば、答弁にもありましたように、見学時に見学に来られた方からの質問などに答えていっていると、やはりいろんな声が出てくると思うんです、積極的な声。それを、エネルギーの要る取組なのでというふうに言われていますけれども、無理をしないで、出された疑問、こんなことをしてはどうですか、そういう意見が出ていますよというのを発信すると。それに対して何か施策を考えて発表する、提案する、組合として、それはまた時間もエネルギーもかかるでしょうけれども、難しく考えないで、寄せられた声、意見、こんなんでしょうかという何か寄せられていますよと、子供たちから、また大人の方から寄せられていますよというのをホームページ等で発信をしていくと。それについてももちろん考えていますよという、それはそんなにエネルギーは要らないと思うんですが、寄せられたそういう声を、いつ来られて、こんな声がありましたというのを発表する、そういうことはどうですか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>再度の質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>ただいまのご質問は、ホームページ等でいわゆる見学者、住民の皆様からの意見を発信していくというところでございます。ホームページの今、更新作業をしているところでございます。子供向けのことも含めまして、大きな枠組みを変えるということはないわけでありませけれども、より一層充実したというところで今進めているところでございますし、これは今回限りではなく、常に情報は新しく更新をしていながら、住民の皆さんに分かりやすい、そして啓発につながるようなことも含めて、それは確かにおっしゃるように入手がたくさん要るものでもございませんので、工夫をしていけるように考えてまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>竹川さん。</p>
<p>竹川議員</p>	<p>今、ホームページをもっと住民目線で分かりやすいものにしていくという取組を私たちはやっているわけですから、その中でそういう寄せられた声などをまず発信していくというお答えですので、ぜひよろしく願いをします。</p>

竹川議員 つづき	それと、広聴です。やはり本当に今、特に私たちは広報広聴が、特に広聴というのが大事なんだというのを私自身も痛感しています。やっぱり広く聞くという意味ですから、そういう場を設定する、いついつこういう場、例えば、普通議会でいうと広聴なんかは年1回、2回するというのが義務づけられていると思うんですが、組合としても、そういう場をせめて年1回、広く市町の人たちの意見、声を聞くという場を設定するというのはどうですか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>再度のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>ただいまご提案をいただいております年1回の広聴の場を設けるということについては、具体的に予定をしているところではございません。ただ、先ほども申し上げましたが、不定期ではありますが、見学に来られる方、あるいは住民からのご意見等も踏まえてということではありますけれども、最近にあってはコロナ禍ということがあって、住民の方が外に出られる機会が少なかったというふうなところもございます。</p> <p>この施設の見学といいますか、そういったところ、過去には二度ほど土日を開放いたしまして見学に来ていただいているというような取組もしてきたところではありますが、こういったことも含めまして、今後、多くの皆さんに来ていただき、そしてご意見をいただけるような、そういった取組については継続して進めていきたいなというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
高味議長	竹川さん。
竹川議員	<p>以前はやられたということですので、土日でそういう見学会をやって、その後、そういう広聴、意見を聞くという時間を設けるというのは可能なことだと思いますので、残念ながら5月8日からは感染症法上5類になっちゃうということで、もちろん気は抜けないんですけども、ぼちぼちできる可能性、条件はできるのかなと思いますので、ぜひ引き続きその取組、住民の声を聞くという場を設けてほしいというふうに思います。</p> <p>続いて、2番目です。</p> <p>主には、生駒の断層帯地震とか木津川の氾濫などを主には想定したこういう処理が考えられていますけれども、答弁では明確にはお答えできないということなんですけれども、これは非常に残念な答弁であって、ふだんはこれだけで動いていると、たしかそういう数値は出せ</p>

竹川議員 つづき	<p>と思うんです。最大これだけのキャパがあるんだと、だから、災害時にはこれぐらいは受ける、対応できるというか、そういう能力、何トンまでいけるといのは数値として出せると思うんですけれども、どうですか。</p>
高味議長	<p>事務局長。</p>
金森事務局長	<p>事務局長でございます。 再度のご質問にお答えをさせていただきます。 先ほど管理者からの答弁にもありましたように、ここの焼却炉につきましては2炉ございまして、1炉が最大能力47トン、2炉ですので、全て稼働いたしますと最大94トンということになるわけでございます。それで、平均1日当たり43トンの焼却をしてきているという実績もあるわけございまして、引き算をいたしますと、単純に1日当たり差引き4トン掛ける2炉というふうな計算は出るわけですが、やはり大きな災害が起こりますと、要は日常の廃棄物だけでこれだけの処理をしてきている、いっぱいということではなくて、この施設の焼却炉につきましては年間280日の運転計画というのを立てているところでございます。 その余の部分については、休炉をいたしまして保守点検なり、修改善をする期間ということとなっているわけでございますので、そういった意味では、災害にもよるわけですが、状況を見ながら考えられるのはピットでの受入れの増量、あるいは、どこまでできるか分かりませんが、この施設が確実に性能を維持できる点検をまずしっかりやる。その上で休炉期間をどこまで圧縮できるかというところ、通常の受入れ以上のものがどこまでできるかというところについては、まだ想定はしておりませんので、明確に示せないというのはそういったところであるかなというふうに考えております。 以上でございます。</p>
高味議長	<p>竹川さん。</p>
竹川議員	<p>これについては、やはり間違いなく地震とか、そういうことはいずれ起こるわけですから、そういうときに一体、そんなときにばたばた計算するのではなくて、ふだんから災害があったときにはこれだけのキャパ、これだけは受けることができるんだという数値はやはり今から準備をしておくということが大事だと思います。そのときに計算するのではなく、単純に言うと3トン、3トンって言われましたけれども、どれだけの能力として、この炉の能力としてどれぐらい受け入れることができるのかというのは、やはり地域の人たちがハザードマップを作ったりいろいろしている中で、やっぱり組合としてもこれだけ</p>

<p>竹川議員 つづき</p>	<p>は受ける、いざというときには受け入れられるという数値はつくっておくべきだと思います。</p> <p>次、(2)ですけれども、奈良市の炉の故障によって、1か月ほど廃棄物を受け入れたことがあるんですけれども、そのとき、料金は通常料金でということなので非常に良心的な対応だったと思います。</p> <p>精華町でいうと、いろんな施設を使うときに、町内の人と町外の人、いろんな施設を使うときに全然差をつけていないんです。ほかの町外やから高く取るとか、そういうことをしていないんです。だから、そういうことは良心的ないいことだと思うんですけれども、他の行政区、例えば木津川市の施設を使うとなったら、やはり市外なのでちょっと割増しになるとか、そういうことが普通あるんです。</p> <p>同じように、こういう受け入れたときには同じ通常料金で受け入れたのはいいんですけれども、うちがほかに、例えばほかの市町村、行政区の炉を借りるといときには割増しになるということも考えられますので、やっぱり少なくとも近隣のこういう自治体とも何かあったときには普通の通常料金でいこうねとか、やっぱりそういうのを今から、やっぱりふだんからそういう申合せというか、そういうのをしておいたほうがいいと思いますが、どうですか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>再度のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>受入れ費用のことを事前に他の団体と調整をするべきではないかと、そういうようなご提案でございました。具体的に他の団体とそういったところで議論をしてきた経過はないわけでありましてけれども、それこそ答弁申し上げましたように、その都度、そのときの状況によって整理をしていきたいというふうに考えておりますが、先ほどの当初の答弁の中で、民間事業者とも災害廃棄物、あるいは不測の事態が起きますと受入れをしていただけないというふうなところもありますので、そういったところも踏まえながら、ただいまのご意見については、参考にさせていただきますながら気に留めておきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>竹川さん。</p>
<p>竹川議員</p>	<p>民間業者と提携をしていますというのは、私の質問ではないんです。そんなこと聞いていないんです。私が聞いているのは、近隣の自治体との、そういう環境施設組合等を使ったときにやっぱり何ぼになるのかと。そのとき、そのときでケース・バイ・ケースではなくて、やはり日常的に何か起こったときにお世話になるときに、どの値段</p>

竹川議員 つづき	で、それはもちろんその値段の問題は出てくるわけですから、今からそういうときのために、例えば近隣自治体との申合せ文書などを今から作っておいたほうが無難なのではないんですかという質問なんです。民間企業との提携は聞いていません。 その提携文書などを、例えば話し合いを始めてみようということは考えますか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	事務局長でございます。 再度のご質問にお答えをさせていただきます。 十分参考にさせていただきますと思います。 以上でございます。
竹川議員	物事は具体的なんです。参考、参考はいいんですけれども、日本語的に言うと、前向きに検討しますというのはやらないという意味にほぼなっているんです。ですから、一遍そういう話し合いを持つということをせめて前向きに考えてみようというのはどうですか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	事務局長でございます。 再度のご質問にお答えをさせていただきます。 前向きにといいいますか、せっかくご意見をいただいております。一部といいいますか、本来広く広域的にこれは議論する必要があるんだろうというふうに考えております。まず、事の発端といいいますか、他の事例も含めて、意見交換も含め、この件についてはお話をしていきたいと考えております。 以上でございます。
高味議長	残り時間5分を切りました。 竹川さん。
竹川議員	ありがとうございます。 うちから口火を切っていいと思うんです。というのは、具体的に2021年の9月に奈良市の炉が故障して、1か月ほど廃棄物を受け入れたわけですから、そして通常料金でやりましたよという、やっぱりすばらしい経験をしているわけです。だから、リーダーシップを取っ

<p>竹川議員 つづき</p>	<p>と言える立場だと思しますので、ぜひ近隣の組合に対しても例えば申入れをして、一遍集まってみようと、こういうときには具体的な問題として必ず発生する問題だから、例えばそれぞれの自治体の値段でやりましょうというようなイニシアチブを今からやっておく必要があると思しますので、よろしくお願いをします。</p> <p>これで私の質問を終わります。</p>
<p>高味議長</p>	<p>以上で、竹川増晴さんの一般質問は終了いたしました。</p> <p>続きまして、2番目、佐々木雅彦さん。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>それでは、一般質問をさせていただきます。</p> <p>テーマは、法令遵守及び相互牽制機能並びに全体の奉仕者である業務の在り方の問題であります。</p> <p>今回の質問は、過去に1回以上、一般質問や議案質疑で問うてきたことですので、事務的な答弁というよりも、この答弁自身は管理者の命令下による答弁ということに理解をさせていただきます。</p> <p>大きな1としては、合法的かつ法令遵守の業務遂行の姿勢の問題であります。</p> <p>本会議会議録を配付しないであるとか、また、傍聴規則の明文規定に反した事務取扱いをしているであるとか、条例上根拠のない監視委員の報酬額などを慣例的に、または事実上という説明を繰り返されてきました。何度も申し上げていますが、過ちは正せばいいことでありますし、逆にもし法令側がおかしいということになっている場合は、その法令を改正すればいいわけでありまして。どちらも怠って、根拠のない、または管理者や議員が改選されるたびに、そのことを確認もせずに改選前の状態を続けるというような姿勢は許されません。</p> <p>今後も、今の運営姿勢を続けるのかどうかについて、結果だけお聞かせください。</p> <p>大きな2点目は、組織体制の整備と権限分離・牽制機能の確保の問題であります。</p> <p>権力の集中というのは好ましくないということは、この間の歴史が証明済みであります。ゆえに、近代政治体制では三権分立、自治体では司法権はないですから二権であります。その原則が確立されているわけでありまして。その機関が議会であり、監査委員であり、またその他の行政委員会などでありまして。</p> <p>小規模の自治体では、現実的には職員が兼務することもあり得ますが、少なくともそれぞれの機能を法令で規定をする、そして、業務も権限も明確に分けておくことが求められます。具体的には、1人の職員が執行部としての業務をしている時間なのか、議会事務局員としての業務をしている時間なのか、監査委員の事務局としての業務をしているのかということを確認を分離をし、かつ職員間でも牽制機能が発</p>

佐々木議員
つづき

揮されることで、これは、要するに人間を分けなくても、兼務するとしたら、そういうことをしておくことで成立するものであります。

逆説的に言えば、マッチポンプは許されないということになりますので、①としては、課題を整理し検討するという答弁が何度か繰り返されています。これはいつまで検討するのか、結論が出たのかどうかについて明確に問います。

②は、現体制で仮に牽制機能が保てないという結論が出たのであれば、昨年、成立はしていませんけれども、管理者から提案があった構成自治体の事務担当にその業務を委託するということも想定できるわけですが、その点の考え方を問います。

3つ目は、住民や議会への説明責任を果たす姿勢の問題であります。

例えば、福知山線脱線事故を発生させたJR西日本さんは、あれ以来、乗務員の体調不良による遅延だとか、乗客救護による遅延だとか、一般的にはさほど大きな事故にはつながらないと思われる事項でも積極的に公表して説明責任を果たそうとしているわけです。民間企業さんであります。ましてや、公共団体ではさらなる説明責任が求められます。

①として、組合ホームページへの掲載基準、つまり公表対象事項や時期などの整理結果を確認したいと思います。

②としては、議会議員への報告事項の整理の結果を確認します。

③としては、①、②の結果も公表し、必要に応じて例規集に残すべき、きちんと明文化すべきだと思いますけれども、基本的方針を確認します。

最後、4点目は、議会軽視の姿勢の問題であります。

この間の答弁では、「議長に報告している」という答弁が何度かありました。私が聞いていることは、現実には議長以外の議員には知らせないということでもありますよね。もしこの答弁が一般議員への周知は議長の判断だという意味を含むとしたら、時々のその議長、今の議長がいい、悪いと言っているわけじゃないです。時々の議長の姿勢で議会への態度が変わるという変な結果になってしまいます。

本会議の会議録は、前述のように法令規定があるにもかかわらず、「以前からの慣例的で配付しない」と断言されました。その根拠も曖昧なままです。先日の委員会においては、本会議以外の会議録に至っては、「例規に配付すると書かれていないので配付しない」という旨の発言もされています。実際にも、会議録ができた、または例月検査の報告書が届いたということも一切知らされていません。つまり、見ようと思っても、チェックしようと思っても、それがいつ、どういう状況で動いているか分からないわけです。これでは、議会に求められた最低限の監視機能も果たせるわけがありません。

このように、この間、何度か議論をさせてもらったような事項について、基本的には議会には知らしめない、知らせる必要はないということを経営とする組合運営が続けられてきました。これは管理者の方針なのかどうか確認したいと思います。

佐々木議員 つづき	以上、よろしく申し上げます。
高味議長	管理者。
河井管理者	<p>佐々木議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>1点目について、これまで同様、相楽郡西部塵埃処理組合時代から引き継がれてまいりました実務等や議会のご意見を賜りながら、合理的な組合運営に努めてまいります。</p> <p>2点目の1について、それぞれの事務を全て専任職員で行うことは困難であり、引き続き兼務体制とすることを考えています。なお、令和5年度から事務局の人員体制を1名増員とした上で、近隣組合の事例も参考にしながら議会、監査委員にもご相談申し上げ、課題整理に向けた体制の構築を図りたいと考えております。</p> <p>2点目の2について、まずは組合独自の整理を進めるため、令和5年度において総務課職員の増員を行いたいと考えています。その上で、最適な手法を判断するに当たり、構成自治体への事務委託の検討も一つの手段であると考えられます。</p> <p>3点目の1について、本年度末までの完了に向け、鋭意整理を進めております。</p> <p>3点目の2について、案件に応じ、これまで同様、適切に議長や議員の皆様にご報告をしてまいります。</p> <p>3点目の3について、本組合で所掌する全ての取扱方針や規程等について例規集に掲載する考えはありませんが、近隣組合や市町の事例も参考にしながら、必要があると認めたものは掲載してまいります。</p> <p>4点目について、これまでから議会にも知らせないことを基調とする方針を取ったことはありません。今後もそのような方針ではございません。議会の代表であります議長へのご報告はもとより、必要に応じて全員協議会なども開催いただくなど、適宜議員の皆様へご報告等させていただいてまいりました。</p> <p>なお、議会の運営、協議に関わる事項につきましては、管理者として判断すべきところではございませんので、議会運営委員会などしかるべきところでご協議を賜りたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	<p>じゃ、1点目の問題ですが、聞いているのは、要するに法令に遵守しない運営というのは合法ですかと聞いているわけですが、どうでしょうか。</p>

高味議長	事務局長。
金森事務局長	事務局長でございます。 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。 法令に規定する取決め以外のことをするというのは、決して適法ではあるとは考えておりません。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	ですから、この間、何度も問うてきましたよね。 具体的にお聞きします。本会議会議録を配付しないというのは合法ですか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	事務局長でございます。 再度のご質問にお答えをさせていただきます。 本会議会議録の不配付ということでご質問いただいておりますが、このことについては、これまでからもお答えさせていただいたと思いますが、過去の組合運営の中で、議会の中で整理をされた、取決めをされたというふうにお聞きをしているところでございます。 ただ、ご指摘がございましたように、会議規則には本会議会議録を配付すると規定はされておりますので、これは取決めで運用されてきたことでありますが、やはりこれはそうするべきであろうということで議会のほうで整理をいただけましたならば、それは当然配付をする必要があると考えております。また、個人の議員から会議録を見たいんだと、そういう申出があれば、当然これはお渡しをするものでございまして、決して議員の皆さんに会議録をお渡しすることを拒否しているものではございません。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	聞いていることに答えてください。 今、何遍も繰り返し答弁があったのは、過去から、西部塵埃の時代からそんな申出があったと、ペーパーを出していただけますか。証拠です、つまり証拠。

高味議長	事務局長。
金森事務局長	慣例でやられてきた証拠というご質問だったかなと考えておりますが、これはもう引き継いできたことでありますので、私はそのペーパーを確認したわけではありません。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	今の答弁は、引継ぎ書にも書いていないことを口頭か何かで聞いてきたから、それをやっているということなんですよ。あり得ない。民間でもあり得ない、そんなことは。ちゃんとルールは書いてあるのに、例規集に、それに違う扱いをするのは、今の話だと証拠もないわけだから、前任者からの申し送り書にもないということでしょう。引継ぎ書にないということでしょう、聞いてきたとおっしゃっているんだから。 管理者に聞きます。こんなやり方は合法ですか。
高味議長	管理者。
河井管理者	佐々木議員のご質問にお答えいたします。 私も西部塵埃処理組合にずっと行かせていただいておりますし、佐々木議員さんも議員としておられましたし、議長もしていただいております。そのときにこういうご発言はなかったような記憶をしております。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	合法ですかと聞いているんです。
高味議長	管理者。
河井管理者	佐々木議員のご質問にお答えいたします。 今、先ほど答弁させていただきましたように、議会の中で決定をしていただければというふうに思っております。

河井管理者 つづき	以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	ということは、法令、例規に書いてあっても議会が求めなければ、その例規を守らなくてもいいというのが管理者の態度ということですね。答弁は。
高味議長	管理者。
河井管理者	佐々木議員のご質問にお答えいたします。 皆様の中で決定いただければというふうに考えております。 先ほども申しましたように、西部塵埃処理組合におられましたときも、そういうご意見もございませんでしたので、今、この組合は変わりましたので、またもう一度話をさせていただければと思っております。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	議長、ちょっと答弁をちゃんとさせてくださいよ、時間がもったいないじゃないですか。聞いていることに答えてください。 今の管理者の答弁は、組合も変わったし、再度検討してくれでしょう。局長の答弁は、西部塵埃の時代から引き継いでいるでしょう。どっちにするんですか。最終的な態度を示してください。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	事務局長でございます。 再度のご質問にお答えをさせていただきます。 この件につきましては、私、先ほども申し上げましたように、会議規則に関わる規定でもございます。このことについては、会議録の在り方というのを、やはり議会の会議規則でございますので、議会の中で、これはもう一度正式にやろうよというところを議会の中で整理をしていただければ非常にありがたいというふうに考えます。 以上でございます。

高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	<p>答弁は変わっています。これまでの答弁は、慣例で引き継いできたからやらないと言ったんですよ。いいです。分かりました。もうこれ以上時間がないので。あのね、はっきり言ってむちゃくちゃですよ。法令に書いてあることやらない。方針もころころ変わる。最終的に、今の2人の答弁は議会が悪いみたいですよ。議会が動かないから動けないんですよ。ちゃんと書いてあるじゃないですか、法規に。会議規則にちゃんと配れって、配付しろと書いてあるじゃないですか。書いてあるのに、議会が動かないからやりませんということをおっしゃっているわけです。もう一遍言います。むちゃくちゃです。法令遵守のコンプライアンスの意識がないと言わざるを得ないということは申し上げておきたいと思えます。もう1点目は結構です。そういう認識ということは認識させていただきました。</p> <p>2点目の問題だけれども、今の答弁では来年度4月から、予算書にも書いてあったけれども、1人、総務課の職員を増やすということですが、これはまた予算審議とかでもいいのかもかもしれませんけれども、これは要するに私が指摘しているようなことを整理するために増やすという理解でよろしいですか。</p>
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>これまでいろいろとご指摘、ご意見を賜ってまいったところでございます。そういったところも踏まえ、課題整理、これを進めてまいりたい、このように考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	<p>分かりました。</p> <p>取りあえず、こちらも今回提案していますけれども、もし少数の職員さんで、本体事務をやりながら監査委員だとか、または議会の事務をやるというのは大変だということが想定されるのであれば、または、いわゆる中立性といいますか、それぞれの立場の業務が客観的に分権というか、権限分離がなかなか難しいという事態がもし発生するのであれば、それはまた別の方法も取ったほうがよりすっきりとなるわけで、しかも、別に職員さんがいい、悪いという意味で言うわけじゃありませんけれども、当然それは人事異動があるのであって、全ての着任された方が議会運営とか、または監査委員事務に精通している</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>とは限りませんよね、そこは。たまたまその分野に精通する方が来ればいいけれども、そうじゃないと余計しんどい思いをせざるを得ないという話になってくるわけですから、市町は日常的に議会運営の事務であるとか、または監査委員さんの事務であるとか、そういったことに精通する職員がいらっしゃるわけですから、そこの方が担当するほうが合理的かもしれません。そこはまた検討の結果、判断をしていただきたいとは思っています。2点目はそういうことでお願いをしたいと思います。</p> <p>3点目の問題ですけれども、ちょっといまいち分からないんです。要するに、この間の主観的な議論をしたくないんです。先ほどるる、3と4とちょっとミックスして話をしますけれども、おっしゃった中に建前上の話がありました。ただ現実問題、私らは、例えばいついつ会議録ができてだとか、または例月検査をいつやったとか、それがいつ報告されて、議長つまり議会に対して送付したよというのは一切聞いていませんよ、これまで。聞いていれば、それが送付された後、じゃ、ちょっとあした見に行くからお願いねと言えるんですよ。準備しておいてねと言えますよね、常識的に。さっきから答弁あるけれども、要求があったら見せますよとは言うものの、それがいつできたのか、いつ報告書が出されたとか全く知らない。どうやってこれ、毎日電話すればいいんですか。毎日、365日、朝にできましたか、できましたかと、そんなばかな話はないでしょうと言っているんです。</p> <p>少なくとも、配付しないのであれば、例えば今日付で提出されますので何時以降だったから見れますよとかという連絡をしたら、今まで一切してこなかったわけですよ。そこを問うているんです、3、4の問題は。それは事実でしょう。だから、この姿勢を続けるのか聞いているんですよ。適正とか適切とかよく使われるけれども、さっきの話じゃないけれども事実即して議論しましょうよ。現実即して。</p> <p>再度、聞きます。管理者に聞きますが、今の私が申し上げた状況を否定されるなら否定されるので結構ですけれども、この状況というのが適切だと判断されますか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>再度のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>議会運営の中で、当然今、佐々木議員からご意見、ご指摘がございますように、様々な事柄があるわけでありまして。大きな問題、あるいは経常的な問題があるわけでありましてけれども、それを全て議員の皆様方に事細かいことまで報告を逐一させていただくのがいいのか、あるいは、大きなものは当然のことながら報告をする必要があるわけですから、こういった部分について、その都度、議員に対して報告をする、あるいは管理者に対して報告をする、議長に対して報告をす</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>る、そういった交通整理というのは正直まだできていないというふうに考えておりますので、そういったことは皆様方のご意見を賜りながら、これは整理をしていく必要があるというふうに考えます。 以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>さっき冒頭、申しあげましたよね。この問題は初めての質問じゃありません。何回か目です。要するにいつ整理するんですかということですよ。3の②については、それを問うているでしょう。3の①、②はそれを問うているわけですよ。 もちろん今、局長がおっしゃるように、1から10まで全部とは言いません。必要なものを必要なタイミングでという話になるわけです。そこはそうです。同意します、その分に関しては。ただ最低限必要なもの、さっき申しあげたように、会議録がいつできました、例月出納検査の報告書がいつ上がりました、それすら知らされない、何遍も言いますが、チェックしようがありません。知りようがありません、ですよ。 そんなだから、今も局長がおっしゃるように、全てとは言っていないから、大きいことか、細かいことかというのは確かにあります。仕分は要るでしょう。仕分は要ると思います。それは認めます。だから今日聞いているのは、どういう基準でそれをするんですかと聞いているわけです。だからそこは、今の局長答弁ではできていないの話でしょう。それがまだ仕分ができていませんと。何でこんなに時間かかるんですか。そこだけお伺いします。何でこんなに時間かかるんですか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 再度のご質問にお答えをさせていただきます。 事務局がその基準、範囲、取決めを決めるというものでは、私はないと考えています。やはり議員の皆様方と、ここまでこれは必要やと、これはやはり議長だけじゃなくて各議員にも報告せよというふうなやり取り、やはり協議、意見交換があつて初めてそれはできるのかなと、一方的に事務局が決められるものでもございませんので、そのあたりはぜひ議会運営委員会なりで議論を賜りたい、そのように考えます。 以上です。</p>

高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	<p>ちょっと啞然とするんですよ。今そのことを、じゃ、これまで何回か議運があったけれども、提起されましたか、こういう整理をしてほしいということ。されていませんよね。少なくともどんな書類が年間発生するのか、通常、例えば木津川市、精華町では、どの書類を議会に報告しているのか、または提出しているのか、そういった実態なんかも参考にしながら、当組合ではどんな書類があるのか、年間発生する書類がどんなのがあるのか。木津川市の例、精華町の例、じゃ、うちの組合はどうでしょうかという提起があるんだったら、当然協議に応じられますよ、それは。</p> <p>何遍も言いますよ。何の書類か分からない。いつできたのかも知らされていない。そんな状態で、どうやって議会側からこの問題を整理しますと言えるんですか。そのことを何遍も申し上げているわけですよ。今の管理者や局長の答弁を聞いていると、一般質問で取り上げられた問題というのは、それは議会の責任であって、あんたら議会が動かないから、今はその基準がないんだと、何を出していいのか、何を出したらあかんのかというのは分からないんだという答弁なんですよ、今おっしゃっているのは。</p> <p>つまり、もう一遍聞きます。管理者は、この問題は議会側に責任があるという認識でよろしいですか。</p>
高味議長	残り時間5分を切ります。
佐々木議員	管理者、教えてください。
高味議長	管理者。
河井管理者	<p>佐々木議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>どういったものを今、組合のほうで持っていて、どういうものを出してほしいというのは、やはり議会のほうで協議をしていただくというのが本来だというふうに思いますし、市議会もそうですけれども、膨大な量の情報がありますけれども、それを全て皆さん全員に、議員の方へ送るとなれば膨大なあれもありますし、また、それぞれ関心のあるところも議員さんによって違うと思います。私も議員をしておりますけれども、やはり自分の関心のあるところは、やはりそこにおいていろいろお話を聞いたり、資料を見せていただいたり、そういう活動を私もいろんなところでやりましたけれども、やはり事故でありますとか、どうしても知らせないといけないというところについては、やはり皆さんに素早く、議長、そして皆さんにご報告を申し上げます。</p>

河井管理者 つづき	<p>ますが、いろんな情報については、やはり議員の皆様で一度話し合っていたら、最低こういうものは出していただきたいということを決めていただければありがたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	<p>管理者、無駄な答弁しないでください。時間潰しですよ。そうおっしゃるんだったら、じゃ、出してください。どんな書類があるのか、よろしいですか、出してください。確認できますか。</p>
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>議会の関係で、年間通してどういうふうなものがあるのかということをお示しすることは当然できると思っております。ただ、これは言い訳ではありませんけれども、市町のように専任の議会事務局職員が。</p> <p>(そんなことは聞いていません議長の声)</p>
高味議長	いいですか、答弁。
金森事務局長	<p>ごめんなさい、完全なものというのは、何が完全なのかということが私にとっては判断することはできませんけれども、今、私どもで捉えている、考えられるところについては議員の皆様にお示しをし、そして議会運営委員会などの場で皆様方と一緒に意見交換、議論をして、一つのものにまとめ上げていきたいと、このように考えます。</p> <p>以上です。</p>
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	<p>もう時間ないと思いますけれども、あのね、一貫性がない答弁はやめましょうよ。つまり今日の答弁、初めの答弁は、議会側が言わないからしませんでしたと言っているわけですよ。管理者にこれは議会の責任かと聞いたら、それは答えずにいろいろおっしゃったわけですよ。判断をしようと思ったなら何があるのかって、全部が全部コピーし</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>ろって、こんな書類があるというテーマだけでもいいじゃないですか。こんな書類があるよと、それには何が書かれているよということを一覧表にして、どの部分が議会活動に必要なかというのを、恒常的なもの、それから今管理者がおっしゃったように個々の議員が関心があるもの、それは両方あると思うから、じゃ、恒常的なものは、これはもう年間通してみんなに全員に提供しましょうよと、この部分は関心がある方が請求しましょうよという整理をすればいいわけでしょう。できるようなことをしていただけますね。これは確認を、していただけますね。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 再度の質問にお答えをさせていただきます。 私どものほうで、どういった業務、資料といえますか、どういった業務があるのかということも整理をいたしましてお示しすることは当然可能でありますので、ぜひそれを基に議員の皆様方と一緒に議論を深めてまいりたいと思います。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ただ、私ら両方の議員はもう任期切れに近いわけですよ。だから、こういうことも含めて、今回問うたのは、議会軽視しているんですかと問うているわけです。幾らでもチャンスがありました、過去に。チャンスを生かさずに今の事態になったことについては、しっかりとそれは総括していただいて、今後の姿勢を改めていただきたいと思えます。 以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>以上で、佐々木雅彦さんの一般質問は終わりました。 ただいまから10時40分まで休憩いたします。 (10:34) 《休憩》 (10:40) 休憩前に引き続き会議を開きます。 3番目、宮嶋良造さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋良造です。</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>温室効果ガスの削減に向けてすべきことは何かと題して、管理者に質問します。</p> <p>議長の許可を得て、資料を1枚配付しております。質問内容は前回に続き、温室効果ガスの削減を取り上げます。</p> <p>当組合の構成市町は、それぞれごみ減量の目標を持ち、取り組んでおります。しかし、目標を達成できていません。また、製品プラスチックごみを可燃ごみに分別しています。これらについては、製品プラスチックごみの混合焼却により安定した炉内温度を保ち、焼却熱発電で温室効果ガス排出削減に寄与しているとの考えであります。</p> <p>しかし今、2050年温室効果ガス実質ゼロとプラスチック資源循環促進法により、焼却中心からごみの減量・資源化優先への転換が図られ始めています。この新しい方針を当組合でも具体化し、進めるべきと考えます。</p> <p>温室効果ガスを減らすには、ごみを減らしていくことが大事で、当センターからごみ減量の発信を強める取組が必要ではないですか。プラスチックの焼却は化石燃料を燃やすことと同じであり、温室効果ガスを減らすためには製品プラスチックごみの焼却をやめるべきではないですか。</p> <p>以上、お答えください。</p>
<p>高味議長</p>	<p>管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>宮嶋議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>環境の森センター・きづがわは、木津川市及び精華町内から排出される可燃ごみを適切に焼却処理する施設として設置をし、本組合において管理・運営をしております。</p> <p>したがいまして、本組合におきまして、ごみ分別等に係る方針を示すものではなく、構成市町において本施設で焼却処理するものを決定され、その方針に従って分別・搬入される可燃ごみを適切に処理してまいります。</p> <p>また、温室効果ガス削減に関しましては、構成市町と協力しながら情報発信等に努めるとともに、本施設を見学いただいた際に、各種の啓発にも努めてまいります。引き続き、構成市町において、本施設で焼却処理するものを決定され、その方針に従って分別・搬入される可燃ごみを適切に処理してまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>再質問を行います。</p> <p>今、答弁がありましたように、構成市町、木津川市と精華町がそれ</p>

宮嶋議員 つづき	それぞれ内容を定める等々の話がありましたが、木津川市と精華町のそれぞれのごみ削減目標というのはどれほどになっているのか確認をします。目標は幾らとお聞きですか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	事務局長でございます。 再度のご質問にお答えをさせていただきます。 当組合におきまして、市町のごみ減量削減目標というのは、細かに確認はいたしておりません。 以上でございます。
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	それはないでしょう。全く別組織といえども、木津川市と精華町の一部をこの組合が担っているわけで、現に局長は木津川市の市民部長でもあるわけですし、管理者は木津川市長であるわけですから、それぞれのまちのごみ削減目標を知らない、聞いていないというのであれば、今、担当課の方も来ておられますので、中断して聞いてください。確認してください。
高味議長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(1 0 : 4 5)</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(1 0 : 5 4)</p> <p>再開いたします。 事務局長。</p>
金森事務局長	<p>大変失礼をいたしました。 先ほどの宮嶋議員のご質問にお答えをさせていただきます。 まず、木津川市でございます。木津川市におきましては、ごみ減量化推進計画を立てられまして、平成21年度を基準といたしまして、令和7年度までに1人当たりの可燃ごみの排出量を30%削減する目標、1人当たり460.5グラムから326.0グラムに減量する目標を立てられております。 加えまして、精華町でありますけれども、目標年次は、同じく家庭系ごみの減量計画であります。基準年度が平成27年度459.6グラムから令和8年度429.6グラム、1人当たり30グラムの削減目標を立てられているところでございます。</p>

金森事務局長 つづき	以上でございます。
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	その目標に対して、現状のごみ排出量はどれくらいか、最新のごみ排出量についてお聞きですか。お答えください。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	事務局長でございます。 木津川市の実績についてお答えさせていただきます。 令和3年度の排出原単位でありますけれども、1人当たり400.3グラムということで、基準値からは13.1%の減となっておりますが、コロナ禍の影響もございまして、計画には達していないというふうなことを聞いておるところでございます。 以上でございます。
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	私、木津川市の議員ですから、もうちょっと精華町のことは横に置いておいてというか、調べ切れていませんので、申し訳ないですが木津川市を例に取りますと、今、令和3年度は400.3グラムだと。一番新しい木津川市が出しておられるMOTTAINAI便りの23号では、令和4年度の最新の数字としては、同じく400.3グラムだという紹介がありました。残念ながら、令和7年度の可燃ごみ1人1日当たりの目標にはまだ遠いわけであります。 そのMOTTAINAI便りには、令和4年度のごみの組成調査が重量比で出されておりました。特に生ごみの類については、前年度に比べて6ポイント減って36%となっております。この減少したことについての分析についてはお聞きでしょうか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	事務局長でございます。 再度のご質問にお答えをさせていただきます。 詳細についてはお聞きをしております。

金森事務局長 つづき	以上でございます。
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	先ほど管理者のほうからの答弁で、当組合はそれぞれの木津川市、精華町が取り組んでおられるごみ分別に応じて可燃ごみを焼却するんだということで、木津川市、精華町での温室効果ガスを減らす取組ということと言われるわけですが、実際上は一体のものでありますから、続けて温室効果ガスを減らす取組について聞くわけですが、製品プラスチックごみについては可燃ごみとして焼却しています。先ほど言いましたように、製品プラスチックごみを燃やしているわけですが、これは炉内温度を保ち、焼却熱発電で温室効果ガス排出削減に寄与しているというのが木津川市の立場ですけれども、この立場というのはプラ資源循環法の法律と一致しているというふうにお考えですか、お聞かせください。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	事務局長でございます。 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。 マテリアルリサイクルとサーマルリサイクル、そういった趣旨でいきますと、法の趣旨とは相違するものがあると考えます。 以上でございます。
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	前回は紹介しましたが、プラ資源循環法が審議されているときに、当時の小泉環境大臣は次のように答弁したということを前回紹介しましたが、再度紹介をします。「残念ながら、日本の国内でまだ熱回収のことをサーマルリサイクルと言っている方が永田町でも自治体の中でもいらっしゃるのですが、これは明確に環境省はもうリサイクルの中に入れることはありません」というふうに答弁されております。 今の局長の答弁にもそういう趣旨のことがあったと思うんですが、けれども、前回の一般質問の答弁はこうでありました。「プラスチックごみの分別による減量でごみ質が大きく変わると、例えば助燃剤が必要になる。維持管理、運営の見直し、影響が生じる」と答えられました。これでは効率よくごみを燃やすためにはプラごみが必要という、そういうことになるのではないですか。お答えください。

高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>事務局長でございます。 再度のご質問にお答えをさせていただきます。 前回の私の答弁でありますけれども、考え方としては、やはりプラスチックごみというのはカロリーが高いわけでございますので、当然助燃材としての機能がある。これを全て除去すると燃焼効率が下がることもあり、助燃剤を使わなければならないことも考えられるということでございますので、考え方としては、ただいまご意見賜ったとおりかと、このように考えます。 以上でございます。</p>
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>先ほどの木津川市のごみ組成調査、MOTTA INAI 便りには生ごみが減ったとあったわけですが、生ごみは水分を多く含みますので、ごみを出す前にぎゅっと絞ってくださいとどの自治体もアピールをしておりますが、この生ごみの現状というのは今どうなんでしょうか。お答えください。</p>
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>事務局長でございます。 再度の質問にお答えをさせていただきます。 この組合におけますごみの分析調査をしているところでございますけれども、厨芥類につきましては令和4年度、3回調査をしておりますが、3回の平均で全体の9.16%という状況になっております。 以上でございます。</p>
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>生ごみというのは水分を多く含みます。だから、それ自身では焼却できない。さらに、焼却するときには1トン当たり2,051.3キログラムのCO₂を排出するとも言われております。だから、生ごみもできるだけ焼却炉で燃やすのではなくて、先ほどの質問にもありましたが、堆肥化するだとか、それぞれの家庭内で処理するということが必要になってくる、生ごみを焼却するには環境に配慮する工夫が必要だと考えますが、そういう認識でよろしいでしょうか。</p>

高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>事務局長でございます。 再度のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>ただいま宮嶋議員のほうから厨芥類をいわゆる燃やすごみから減らしていく、抑制をしていくということについては、焼却炉で処理をするというのは、これはもう最終処理でございますので、それまでに厨芥類、資源化できるものについてはご家庭で資源化をしていただけるというのが非常にありがたいこととあります。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>そうすれば、もっと生ごみが減れば、先ほど言われたように、プラスチックごみに頼る必要もなくなっていくわけですが、同時にこの施設は焼却熱発電ということで、それがCO₂、温室効果ガス削減に効果があるということを言われているわけですが、お手元の資料2、これも政府答弁ですが、資料2のところに、プラスチック資源循環促進法を審議するときに、こういう答弁があります。少し読みます。「ごみ発電のCO₂削減効果はプラスチック1トン当たり約0.7トン。リサイクルした場合のCO₂削減効果はプラスチック1トン当たり2.1トン。3倍リサイクルのほうはCO₂削減効果が大きい」と言われています。</p> <p>だから、この焼却炉でプラスチックごみを燃やさないことがCO₂削減に寄与するという事ではないですか。この点についてはどのようにお考えですか。</p>
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>事務局長でございます。 再度のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>いわゆるごみ発電、燃焼効率のためにといいますか、そのためにプラスチックが必要と、そういう私どもの回答からのご意見であったと思います。プラスチックを排除すればそれだけのCO₂の削減効果があるということでもありますけれども、加えまして、このことによって燃焼効率を下がるようなことがあれば、当然助燃剤を投入する必要もでございます。それに伴うCO₂の排出というのがどの程度のものなのか、今お示しできるものはありませんが、やはりプラスマイナスでこれは考える必要があるのではないかなというふうに思います。</p> <p>いずれにいたしましても、家庭からの分別基準につきましては、市</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>町の中で十分議論いただきまして、一定のものを確立していただく必要があると、このように考えております。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>基本は、ごみを分別して減量するということによって温室効果ガスを減らすということになるかと思います。ここには当然事業系ごみ、特に草木、樹木の伐採されたものなども持ち込まれるわけですが、当然のこととして、乾燥させて水分を抜いた上で焼却をしていくということが言われていると思います。だから、生ごみを減らす、そして、水分を多く含んだものは乾燥させる、そういうことによって、先ほどの温室効果ガスを減らすことが可能になってくるわけです。</p> <p>それで、もう一つ資料を入れております。資料1のほうです。これは亀岡市の事例であります。環境省が取り組んでいる先進的モデル形成支援事業に応募されて採択をされ、さらにはその結果というものが環境省のホームページに示されたものであります。令和3年度の取組というふうになっています。プラスチックの一括回収へ向けたモデル事業ということで取り組んでおられるわけです。だから、こうした取組が必要なんだろうというふうに思います。</p> <p>センターが、先ほどの答弁、当初の答弁にもありましたように、それぞれの市町から出されたものを受け入れるだけという、もちろん機能としてはそうなんだろうけれども、一体のものでありますから、一体にそれぞれの構成市町と当組合がごみを分別・減量する、さらにはプラスチックごみを取り除く、そういう努力が必要だろうというふうに思いますが、当組合として、こういう環境省のモデル事業に応募する、そういう考えはありますか、いかがですか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 再度の質問にお答えをさせていただきます。 まず、先ほどからも申し上げておりますけれども、このことについては組合が主体となって考えていくというものではないと、このように考えております。構成市町と協力をし、連携しながら各種の啓発にも努めてまいりたいですし、また、市町の分別が議論される中で、何らか変わるものがある場合は、当然組合といたしましても、重要なことについては状況についてご意見を伺い、組合への影響があるのかなのか、単に受けるではなくて、物によってはそういったことが考えられますので、特にプラスチックを全て排除するという形の議論になれば、それはどういう課題があってどういう解決策を講じていくのか</p>

金森事務局長 つづき	というのを十分考えていく必要があると、このように考えます。 以上でございます。
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	組合が主体ではないというふうに答弁されましたが、組合が主体になれとは私も思いませんが、一体のものであると。精華町と木津川市と組合が一体となっごみの分別・減量、さらには温室効果ガスの削減に取り組むということですから、この環境省の先進事業に木津川市、精華町、当組合が一緒になって取り組むということがあっていいわけです。だから、それを市長と、それから精華町の町長さんがおられるわけですから、管理者、副管理者でもあるわけですから、ぜひ検討いただきたいというふうに思っております。最後にその答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
高味議長	残り時間5分を切りました。 事務局長。
金森事務局長	事務局長でございます。 再度のご質問にお答えをさせていただきます。 ごみの分別からごみの処理に係るプロセスというのは、当然今、議員からご意見ありましたように、やはりそういった意味では一体となってやっていく、これに決して異論はございません。その中で市町、そして組合、それぞれ役割分担をしながら進めていくということでございますので、この件については市町としっかり連携してまいりたい、このように考えております。 以上でございます。
宮嶋議員	終わります。ありがとうございました。
高味議長	以上で宮嶋良造さんの一般質問を終了いたします。 続いて、4番目、大野翠さん。
大野議員	大野翠です。一般質問通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。 今回は大きく1点、施設見学の啓発についてです。 施設環境組合の見学の実施目的は、学校や各種団体などを受け入れ、環境対策などの取組について、市民・町民の方々の理解と協力が

<p>大野議員 つづき</p>	<p>得られるよう各構成市町と連携、協調し、普及啓発活動を推進することです。また、施設見学をすることは、ごみや環境に関心を持ってもらえるよう、廃棄物を中心とする環境問題など、環境学習内容の理解を深めることも目的の一つであると考えます。住民の方々や近隣企業、団体の方々など、ごみや環境についての啓発活動は大変重要なことであると考えます。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>大きな1番、子供向けの啓発について。</p> <p>(1) ホームページにも子供向けをつくってはどうか。</p> <p>(2) 施設内の見学通路にクイズ形式のパネルをもっと増やすなど、パネルの充実はできないか。</p> <p>(3) 見学後の実生活上などにおいて、ごみの出し方について分かりやすい啓発を行っているか。</p> <p>大きな2番、団体向けの啓発について。</p> <p>(1) 大人向けに近隣企業や団体などに呼びかけは行っているか。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>大野議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>1点目の(1)について、現時点におきまして、子供向けとしたページの作成は考えておりませんが、貴重な環境学習の場として、構成市町はもとより周辺区域の小学生の皆様に見学に来ていただいていることから、見学用パンフレットを一般用と子供用に分けて作成をし、それぞれ対応しているところでございます。</p> <p>1点目の2について、平常時であれば数十人単位での見学対応を受けることもあり、安全確保等の観点から、見学通路内はできるだけ人だまりができないよう配慮する必要もあると考えております。限られたスペースを有効に活用しながら、魅力ある展示などに努めてまいります。</p> <p>1点目の3について、本施設の見学ルートにおいて、子供から大人まで体験いただける分別ゲームを設置し、見学者からは好評をいただいております。お菓子の袋やパッケージなど、ふだんの生活において発生するごみの分別を体験いただくことで、実生活にも生かしていただけるのではないかと考えております。ゲームに使用するごみの種類を変えるなど工夫しながら、引き続き啓発に努めてまいります。</p> <p>また、本施設を見学後の小学生の皆様からお礼のメッセージなどをいただくことがありますが、その中には「ここで勉強したことを家に帰って親に伝えました」という内容もあり、施設見学の経験が家庭での啓発に寄与している部分もあると考えられるところです。</p> <p>2点目について、本来であれば土曜日や日曜日などを利用した施設見学会なども検討したいと考えておりましたが、令和2年度以降はコ</p>

河井管理者 つづき	<p>ロナ禍の状況等もあり、組合ホームページでの見学案内以外に特段の呼びかけ等はありません。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	大野さん。
大野議員	<p>再質問をさせていただきます。</p> <p>大きな1の(1)についてですけれども、パンフレットは大人用と子供用で分けて作成して下さっているということなんですけれども、ほかの組合のホームページを見ていますと、例えば大阪広域環境施設組合鶴見工場においては、子供向けにユーチューブに動画をアップされています。焼却工場のオーバーホール、煙道、実際の配電盤の機器類などの項目があり、動画とともに詳しい内容を載せることにより、より分かりやすい内容となっています。</p> <p>ホームページに子供向けをつくることによって、当施設のことをもっと詳しく知ってもらえると思います。動画は大体1分30秒ほどのものが多かったです。詳しい動画を見ることで、実際に見学をしてみたいと思ってもらえるのではないかとも思います。また、見学後に動画を見ることで、見学したときのことを思い出しやすくなるかとも思います。この動画の取組を当施設にも今後取り入れていくというのはいかがでしょうか。</p>
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>再度の質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>非常に最新のホームページの中身なのかなというふうにお聞きをしておりました。</p> <p>現在、まずは現行の組合のホームページ、この更新・整理を進めているところではありますが、その後、子供向けのページ、どのようなものができるかというところも含めて考えていきたいということで今進めているところでございますので、今聞いたことも参考にしながら、なかなか最新のものはかなわないかもしれませんが、これはもう前向きに考えていきたいなというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	大野さん。
大野議員	ありがとうございます。

<p>大野議員 つづき</p>	<p>では、(2)についてなんですけれども、そのパネルなんですけど、撮影した動画がもしあったら、パネル用写真というのはすぐ切り出すことができますので、パネルに関しては手間は少ないのかなと思います。</p> <p>どうしてパネルかということ、視覚で見るとということもとても大切なことですので、説明を耳で聞くだけではよく分からなくても、パネルにしてもらっていることで、目を見て理解することができます。人だまりができるということはちょっと避けられないといけないんですけども、できたら場所ごとにクイズ問題を置いたりですとか、最終のところは総まとめで置いたりなど工夫することで、見学に行く前にクイズがあるんだよということを伝えておくと、小学生などはしっかりと見学してくれるようになります。そういうことからぜひ、今よりもパネルを少しでも増やしていただきたいのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>再度のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>今、パネル等の増設で分かりやすい案内をということでございました。このことにつきましては、やはり施設の安全性といいますか、そういったところも踏まえて、あまり人だまりができないようにという趣旨での答弁だったわけでありまして、いずれにいたしましても、今の見学施設、設備が十分である、完璧であるという認識はございませんし、また、これは年数がたちますと定期的に見直しもしていく必要があると思います。ただいまいただいたことについては十分参考にさせていただきながら、パネルのことも含め、工夫をしていきたいなというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>大野さん。</p>
<p>大野議員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、(3)についてなんですけれども、見学するだけで終わらずに、おうちに帰ってもお礼のお手紙が来たりということで、とても理解ができました。ありがとうございました。</p> <p>最後、大きな2番についてなんですけれども、コロナ禍で思うようにいかなかったということで今答弁いただいたんですが、当組合の取組や施設について、現場をもっと理解していただくためには、やはり子供向けだけでなく、企業やごみのことについて考えているような団体などを呼んで、ごみの削減などに向けて協力していただけるような</p>

大野議員 つづき	関係をつくっていくことも大切であると考えます。その点について、今後呼びかけていきませんか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>再度のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>ちょっと先ほども一部答弁をさせてもらったところがあるんですが、通常といいますか、今現在の関係、コロナ禍もあって、今年度、少し増えてきております。昨年度に比べると格段に見学者の数が増えました。そして、大人向けとなりますと、なかなか平日というのは難しいところがあって、土日の終日開放というんでしょうか、ご自由に来ていただいてご自由に見ていただくと、そういったことも我々はある必要があるだろうというふうにも考えておまして、そういった機会を活用しながら、いわゆる関心を持っていただく、啓発をしていくということは十分考えていく必要があると、このように考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	大野さん。
大野議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>施設見学に来てくださる方々は、当施設に興味関心を持たれている方、また、小学校からの見学においては、社会科学習の一部で来られていることと思います。当施設を選んで足を運んできてくださっている方々お一人お一人がごみについて学んで帰られます。その後、家庭において、職場において、また学校において、見学して学んだことを基に、ごみの分別・削減について、実際に取り組んでもらえるように、今後もっと実践していただけるような施設見学、また啓発ができるように、今後取り組んでいただけるように求めます。</p> <p>以上です。ありがとうございました。</p>
高味議長	<p>以上で大野翠さんの一般質問は終わります。</p> <p>これで一般質問を終わります。</p> <p>日程第4、議案第1号「木津川市精華町環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」と日程第5、議案第2号「木津川市精華町環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部改正について」の議案2件を一括議題といたします。</p> <p>管理者から提案説明を求めます。</p>

高味議長 つづき	管理者。
河井管理者	<p>議案第1号「木津川市精華町環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、議案第2号「木津川市精華町環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部改正について」、一括してご説明をさせていただきます。</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、現在の木津川市精華町環境施設組合個人情報保護条例を廃止し、新たに木津川市精華町環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定いたします。</p> <p>また、木津川市精華町環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等に伴い、木津川市精華町環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会の調査・審査に関する規定等が改められることから、当該規定等について、木津川市精華町環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例を全部改正し、整備を図るものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳しくは事務局長より説明をさせていただきます。</p>
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>事務局長でございます。補足の説明をさせていただきます。</p> <p>まず最初に、既に皆様方に封筒でご案内をさせていただいておりますが、議案第2号につきまして一部訂正がございましたこと、おわびを申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして、補足説明をさせていただきます。</p> <p>まず、議案第1号であります。</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、個人情報の保護に関する法律が改正されました。これに伴い、主に民間、国、独立行政法人を対象にした法律が一本の法律に統合されるとともに、地方公共団体の制度についても全国的なルールが決定されることとなりました。</p> <p>したがって、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体にも直接適用されることとなるため、現行の組合個人情報保護条例を廃止し、法で委任された事項及び条例で定めることが許容される事項を新たに規定する木津川市精華町環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。</p> <p>また、議案第2号であります。木津川市精華町環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定により、木津川市精華町環境</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>施設組合情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項等に変更が生じたことから、木津川市精華町環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例を全部改正するものでございます。</p> <p>なお、両議案につきましては、木津川市の制定、改正条例に準じて整理を行ったものであります。</p> <p>以上で議案第1号及び議案第2号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ご苦労さまです。</p> <p>説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。第1号、第2号、別々に質疑、討論、採決を行います。</p> <p>まず、第1号について質疑を行います。質疑ございませんか。宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。</p> <p>条例の第4条に、法の規定の30日を15日以内、60日以内を45日以内と読み替えて定めているとあるわけですが、法の第84条にあります「開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため」、実際に当組合が保有している情報の開示請求があったときに、そういうものがあるのでしょうか。</p> <p>60日以内を45日以内としています。1か月半ということですので、どういう判断でこの第84条の規定を当組合が適用するのか、そのことについてお聞かせください。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>宮嶋議員のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>まず、第1点目の大量にあるため時間を要するものが想定できるのかどうかというところでございますけれども、個人情報の総量自身、そう多くはないわけでありましてけれども、例えば私に関する情報を全てとか、そういうような請求があった場合、場合によっては将来的なことも踏まえ、そういった事態が発生することもないとは言えないと考えております。</p> <p>そして、延長の期間についてでありますけれども、これについては、まず、開示決定期限については現行の15日に合わせるということが1点。そして、延長の期間については、これにつきましても今後何が分かるか分からないということで、法の規定に準じて30日、合わせまして45日という規定でございます。木津川市の例に準用した形となっております。</p> <p>以上でございます。</p>

高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>もともこの条例が、それぞれが持っていた個人情報保護条例をなくして全国的に統一するという中で、その法律の趣旨に沿ってつくられる条例でありますから一定の制約があるわけですがけれども、自治体の大きさ、都道府県だとか政令指定都市のような自治体と当組合のようなものとは、やはりかなりの差があると思うんです。</p> <p>そうしたときに、求められている内容を速やかに開示するということが本来の法律、条例の趣旨であろうというふうに思いますので、こうした規定を機械的に適用するということがいかなるものかというふうに思っております。</p> <p>その点について、これをつくられるときにそういう検討はされなかったのかどうか、再度お聞きをいたします。</p>
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>再度のご質問にお答えをいたします。</p> <p>基本的に開示請求がございますと、15日以内に開示決定を行うというこの大原則の議論というふうに考えておりますので、延長期間については、ほぼ延長することなく開示決定ができるというふうにも考えておりますので、補足的に、やはり法に準じて延長期間を置いた。しかし、従来どおり15日の期限内に開示決定を速やかに行う、そういう姿勢でこの制度については接してまいりたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	<p>ほか、ございませんか。</p> <p>佐々木さん。</p>
佐々木議員	<p>この今回出されている条例案に関しては、多くのところで「規則で定める事項」というのが入っているんですが、規則が示されていないので分かりませんということの前提でお聞きをします。</p> <p>1点目は、第3条の「規則で定める事項」とは何なんでしょうか。</p> <p>2つ目は、さっきもあつた第4条の開示決定期間等の考えですがけれども、この15日または45日以内というのは、起算日は当日なのか翌日なのか、どの方法が適用されて計算をされるのかが2点目です。</p> <p>3点目は、第5条の写しの交付の費用は幾らでしょうか。</p> <p>4点目、第6条の訂正請求手続の「規則で」というのは、中身は何でしょうか。</p> <p>5点目は、第7条の利用停止手続についても「規則で」というのは</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>何を意味するのでしょうか。</p> <p>6点目は、今回の条例制定に関して、既にある、今ある審査会についてはいつ諮問をし、いつどういう答申があったのかについて、概要をお示してください。</p> <p>7点目は、今申し上げたように規則の公開がないのに、要するに具体的な条例の中身がよく分からないのに議決しようという話になっているわけで、これについてはしっかりと情報提供をお願いしたいと思います。</p> <p>8点目は、ちょっとこれは十分に読み込んでいないんだけど、附則第3条第3項について、死者情報も遺族により可能となるという解釈ができるように読みました。ただ、今回の法というのは、死者は対象になっていませんよね。個人情報の保護対象になっていませんよね。その関係でどういうことなのかというのが8点目です。</p> <p>9点目の附則第3条第4項の「正当な理由」とは何を指しているのでしょうか。具体的にお答えください。</p> <p>10点目、附則第3条第5項、第4項類似の規定ですけれども、「正当な理由」という表示がありません。第4項と第5項の差異について、その理由をお聞かせください。</p> <p>11点目、附則第3条第7項について、両罰規定と思えるような条項が入っています。ただ、個人に対する罰則と法人に対する罰則が仮に同額だとしたら、あまりにも法人に対しては軽過ぎると言わざるを得ませんが、この考え方についてご説明をください。</p> <p>12点目、附則第3条第9項の目的は何なのかということです。現行の第47条、第49条がないのはなぜなのかということです。具体的に説明してください。</p> <p>13点目、法第3章第3節の施策で想定されているものは何なのかを具体的にお示してください。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>ちょっとたくさんいただきましたので、少し漏れること、あるいは順番がちょっと変わることがあるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。</p> <p>まず、1点目であります。第3条の「規則で定める事項」というところでございます。これにつきましては、法第77条第1項各号には請求書に記載をする事柄が規定をされておりまして、氏名、住所または居所、文書を特定できる事項などが入っておりますが、それに加えて、事務的なものを追加したいというふうに考えておりまして、今考えておりますのは日付、連絡先等でございます。そういったものを規定するためにこの第3条を起しております。</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>第4条の関係です。起算日につきましては、開示請求のあった日が起算日であります。</p> <p>そして、第5条の関係です。手数料につきましては規則で定めるところとなりますが、現在の個人情報保護条例を準用したいと考えておりますけれども、まず、写しの交付についてはA3まで1枚10円、カラーについては50円ということで、あくまで費用弁償という形になっております。</p> <p>そして、第6条と第7条、「規則で定める事項」につきましては、先ほど第3条でも申し上げましたが、請求書への記載事項であります。法においては氏名、住所または居所、開示日、特定事項、訂正請求であれば訂正の趣旨、理由というふうなことが書いておまして、加えまして、先ほどと同一でございます。事務的なものを追記したい。例えば日付、連絡先等と考えております。</p> <p>続きまして、この条例の整備をするに当たりまして、審査会に諮問したか、そして答申を受けたかというご質問であったかと思っております。この条例の整備につきましては、次の条例も含めてでありますけれども、木津川市の改正条例を準用しておりますので、当組合が当組合の審査会に諮問をし、答申を受けたという事実はございません。</p> <p>そして、附則の第3条第3項、死者情報はこの法の対象にはなっていないということでもありますけれども、これは確かにそのとおりであります。ただ個人の情報に死者の情報がある場合、死者の相続人がその請求をできるというふうな特例規定がございますので、そういうことでの経過措置というところでございます。</p> <p>そして、第4項で、正当な理由がないのに、施行前に実施機関が保有している個人の秘密に当たる情報を提供した場合ということになります。正当な理由があるというのは、これはあくまで職員に関する罰則の規定でございます。職務に関する理由といえますか、必要性がないのということであると考えております。</p> <p>そして、第5項の、ちょっとすみません。</p>
<p>高味議長</p>	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11:46)</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(11:54)</p> <p>再開いたします。 事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>大変失礼をいたしました。それでは、お答えできていないところをお答えさせていただきます。</p> <p>まず、附則の第3条第5項であります。「正当な理由」が入っていない理由はなぜかというご質問でありました。第5項を読んでいただきますと、その規定内容が、不正な利益を図る目的で提供または盗用</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>ということがありますので、これについては正当な理由があろうがなかろうが、こういうことはしてはならん、そういう趣旨で現行条例が制定されたものというふうに考えます。</p> <p>そして、2点目です。2点目につきましては、法人と個人の罰則が少しバランスが悪いんじゃないかというご質問だったと思います。これにつきましても、先ほど申し上げましたように、現行条例制定当初からこういった規定となっておりますので、その経過措置ということで整理をさせていただいたところでもあります。</p> <p>そして、第9項を入れた目的というところでもあります。ここは旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為ということでございますので、いわゆるこの条例が令和5年4月1日に可決をいただいて施行されましたならば、それまでにした行為については旧条例の規定による罰則を受けると、そういう趣旨のものでございます。</p> <p>そして最後に、法第3章第3節の施策ということでもあります。これにつきましては、専門的な知見で審査会の意見を聞く必要のある重要な事項について、審査を求めることができる、条例に定めることのできるというふうになっておりますので、それについては改めて条例に明記をさせていただいたというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>もう一点。</p>
<p>高味議長</p>	<p>抜けていますか、まだ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>カウントされるから。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>カウントに入れませんので、教えてください。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>7点目が漏れていますのでよろしくお願いします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>言うてください、具体的に。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>つまり、これだけ「規則で定める」ということが頻繁に出てくるんだったら、その規則を併せて提案してもらわないと、提案というか、要するにこの条例の参考資料として出してもらわないと、判断しろと言われてるわけだからね、私らは、これでいいかどうか。判断するために規則ばかり、委任事項ばかりたくさんあったら判断しようがないじゃないですかということをお願いしているんです。だから、その</p>

佐々木議員 つづき	点はどうなんですか、どうするんですかということです。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>再度の質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>確かに詳細、全てをすぐという形で今お示しすることができません。ただ、今ご質問いただきましたことにつきましては、口頭ではありましたが説明をさせていただきましたというところでご理解賜りたい、このように思います。</p> <p>以上です。</p>
高味議長	2回目、佐々木さん。
佐々木議員	<p>先に言っておきますけれども、要するに条例で大体的ことを決めておいて、その具体的な手続、実務的な手続を規則に委任するという部分に関しては、そこまでは求める気はないのですが、この関係でいったら、要するに費用負担の問題だって、それも規則で定めるとなってしまうたら、その額が妥当かどうかという判断はしなくていいという話になっちゃうわけですね。</p> <p>ということから言えば、ちゃんと、少なくとも現行どおりにするという考え方だとしたら、現行どおりが幾らかというのをどこかに参考事例で書いておいてもらえればそれで済んだ話なんだけれども、あまりにも、先ほどから何遍も申し上げていきますけれども、説明責任のところ弱いなというふうに思っています。この点は指摘だけしておきます。</p> <p>さっき言った2点目の、ちょっと確認ですけれども、開示決定期間、日数等の起算日は当日でいいんですか。翌日ではないのかどうかというのが確認だけ。当日なのか、要するに民法規定のルールで翌日から1日、要するに今日あったら、2月8日だから2月9日が1日目という計算をするのか、さっきの答弁だと2月8日、今日が1日目という答弁でしたけれども、どちらの解釈が正しいかというのを確認しておきます。</p> <p>費用負担の面についてはさっきあったので、一応後で情報をくださいということです。</p> <p>6点目の審査会に諮問をしていない理由なんです。少なくとも、さっき答弁あったように、木津川市の例に準じるということであるんだったら、じゃ、木津川市はいつ諮問をし、いつ答申をもらったのか、その概要がどうだったのかというのを説明しなきゃならんわけでしょう。そこの説明が抜けたら、「準じます」だけで済むんだったら何の</p>

佐々木議員
つづき

説明にもなっていないじゃないですか。

さっきの市町との関係じゃないけれども、少なくとも、丁寧に言う以上は、じゃ、ここの組合独自の審査会はやっていないけれども木津川市の審査会には諮問しましたということがあったら、その中身をちゃんとペーパーとして出してもらわないと、審査会の意見は分からないまま決定しろというふうに迫られていることになっちゃうので、それはどうですかということをお聞きしているんですが、どういう内容だったんでしょうか。

8点目の死者情報に関して、ちょっと分からないんだけど、もともと死者情報を対象にしていましたよね、現行法制は。死者本人が開示請求なんかするわけないんだから。当たり前の話ですね。死んでいるんだから、できるわけじゃないですか。だから現行制度でも、開示請求とかこういう手続をするのは遺族でしょう、普通。そうなりますよね、現実的には、幽霊でない限り。

だから、私の理解では、今回の法改正の一つの目玉というかポイントとして、死者情報は個人情報に含まないというルールがありますよね。つまり、死者情報は除外されているわけです。保護情報から除外されているわけです。

にもかかわらず、これを読むと、ちょっと私の解釈が間違っていたら言ってもらったら結構ですけども、この第3条第3項を読むと、遺族が死者情報の開示等の請求ができると読めるんですが、そうすると法の趣旨と照らして、じゃ、うちの条例というのは今後も、新しい条例、4月以降も死者情報は保護対象になるという立場に立っているという、立ったらあかんと言ってるわけじゃないし、立ってるんですかということを確認しているわけです。明確にお答えをお願いしたいと思います。

9と10の関係でいえば、先ほど休憩後に答弁があった、いわゆる自己の利益等についてという、要するに自分のために使うということは悪質だからというのは分かります、それは。だとしたら、逆に第3条第4項の理由が問われるんですよ。つまり、第3項、第5条のほうは自分のために、我が利益のために個人情報を使ったというようなケースですよ。これはもう弁明の余地がないわけですよ、自分のためにやっているわけだから。だから「正当な理由」という言葉がないのは一定理解できます。

逆に第4項のほうは、自己の目的ではない目的で個人情報の扱いをしちゃった場合と読めるわけです。ということは、自己の目的以外の個人情報の扱いをした職員さんは、例えば公益に資するような個人情報の扱いの場合は、正当な理由としてこの対象にならない、要するに除外されると読むのが普通なんだけれども、第4項のほうは。だとしたら、正当な理由というのは具体的にどういう類型を指すのかが問題になるんですよ。要するに自己の利益じゃなしに公共の利益のためにやったというケースですよ、多分考えられるのは。

聞いているのは正当な理由の具体的例というのを、何を想定しているかということなんです。これがはっきりしないと、運用するのは組

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>合本体ですから、これを。どういう場合が正当な理由に当たるかというのが分からなかったら困るわけですよ。</p> <p>それが分からなかったら、最後に聞いたような法第3章第3節にあるように、審査会に諮問して、正当な理由の類型をはっきりしてもらおうという作業が必要になると思うんだけど、その点をどうしようとしているのかが分からないのでお聞きをしているわけです。</p> <p>先ほど12番目に聞いた附則第3条第9項の関係は、いわゆる今の現行条例上の違反行為に対する話ですよ。でも、本体に旧第47条、第49条、ありますか。これがないんですよ。おととい頂いた資料だったかな、違う、そこには載っていない。それはごめんなさい。もう一個のほうや。だから資料にも書かれていないので、なぜ現行の第47条、第49条、つまり現行第47条というのは、実施機関の職員が職権乱用した場合の罰則、第49条は偽りその他不正な手段によって開示を受けた者、これは職員じゃなしに開示を受けた側の一般住民のほうです、に対する5万円以下の過料という、この2つの規定が第47条と第49条ですけども、これはもう除外されたという理解でよろしいのでしょうか。または別のところに、法か何かのところにこの罰則規定が残っているという理解、そっちに移ったから現行の第47条、第49条がなくなったのかということです。</p> <p>最後に、法第3章第3節の施策というのは、一般論としてはありましたが、何を想定しているのか。何を想定してこの条項をつくるのかについてはちょっと明確な答えはないので、どういうことが想定されるのかについてお聞きしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん、一番最後の想定というところをもう一度お願いしたいです。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ですから、追加資料でもらったペーパーの議案第1号の参考資料の下のほうに、「審議会等への諮問」として「法第3章第3節の施策を講ずる場合」とありますよね。だから、それって一体どういうことと聞いています。具体的にどういうことが想定されますかということ聞いています。</p>
<p>高味議長</p>	<p>質疑の途中ですが、1時半まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(12:08)</p> <p style="text-align: center;">《休憩》</p> <p style="text-align: right;">(13:28)</p> <p>少し早いですけど、全員お揃いですので、はじめてよろしいでしょうか。</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>(はいの声)</p> <p>それでは、再開いたします。 事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。大変失礼をいたしました。 再度のご質問にお答えをさせていただきます。 まず最初に、決定期限の日数の起算日でありますけれども、私、先ほど請求のあった日というふうにお答えをいたしました。請求があった翌日ということで訂正をさせていただきたいと思っております。 大変失礼をいたしました。 続きまして、2点目、審査会への諮問についてということで、市はどのような諮問をしたのかと、市の結果ということであります。市におかれましては、審査会に報告をされました。審査会からは特に意見がないという結果であったとお聞きをしているところでございます。 そしてその次ですが、死者の個人情報の関係であります。これにつきましては、法では、個人情報を生存する個人に関する情報に限定をしております。これに関しまして死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできませんが、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当するというふうにされているということでございます。 そして正当な理由というところの質問がございまして、正当な理由とはそもそも何なのかというご質問でありました。逆に正当な理由がある場合ということでありますが、まず1点目には、職員の行った行為が職務権限の範囲内であること、そしてかつその行為が正当な目的に基づくものである場合をいうというふうになっているところであります。 そして旧の第47条、第49条のところ罰則から除外をしているというところでもありますけれども、これは職権乱用等、その職員に係る行為に係るものでありますので、行為があったそのときの条例が適用されるということで、経過措置からは除外されているところであります。 そして第3章第3節の関係であります。第3章第3節におきましては、地方公共団体の施策ということで、地方公共団体の機関が保有する個人情報の保護というところがございまして、地方公共団体はその機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、必要な措置を講ずるものとするということになっておりまして、これに係りまして特に重要で専門的な知見を聞く必要があるというところについては、条例で規定することにより審査会に諮問することができるというふうになっております。 具体例というのは、まだ国のほうでも多くは示されておられませんけれども、サイバーセキュリティの関係等、非常に大きな課題、問題というのを想定されているというふうにお聞きをしております。</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>幾つかは結構ですけれども、さっきの起算日は翌日からと、先ほど調べましたけれども、経産省のホームページでも翌日からとなっていましたので、翌日から起算されるということで確認をしておきます。</p> <p>答えてもらっていないのが、かつよく分からないのが6点目の質問なんだけれども、今さっきのこの当組合の審査会は開いていないと、木津川市さんの審査会は開かれてその結果を準用するという答弁があって、今の2回目の答弁でも木津川市の審査会に報告したけれども、特に意見はありませんでしたとなっているんだけれども、通常、審査会等、別にこの問題だけじゃなしに審査会等に諮問する場合というのは、基本的に市長から諮問書が出されて、何々について見解を求めたのを出されて、それに対して審査会が審査をした結果、後日、諮問に対するお答えというか、答申が書かれるわけですよ。その答申書に何も無いという記載だったということになってしまうんです。</p> <p>報告してというさっき局長、報告した中身が分からないので何とも言えないけれども、通常、諮問する中身というのは、例えばさっき出たような開示決定の期間を法の規定よりも短縮をするということでしょう、今回この提案は。多分木津川市もそうなっているんでしょう。</p> <p>そういった要するに、さっきからあるように法から委任されていること、それから法によって施行条例で定めることが許容されている事項、要するに参考資料に書かれていることですね。この範囲が適切かどうかということが諮問されて、それに答申があったというんだったら諮問書、答申書があると思うんですよ。通常何も無いという答申、私は見たことがないんですよ。例えば諮問事項が適切であるまたは妥当であると考えるというような答申というのは見たことがあるんだけれども、意見はありませんなんていう答申は見たことがないですよ。でも今の答弁だと意見はなかったという答弁なので、審査会は本当に答申したのかという話になってしまうのと、それからこれに関してお聞きしたいのは、いつ諮問していつ答申したかということもお聞きしているので、これはどんな議論があったのかということになりますので、これは明らかにしていただきたいとは思っています。</p> <p>死者情報もいろいろ異論はありますけれども、いいでしょう。</p> <p>確認したいのは、いわゆる正当な理由というのは、確認ですが、正当な理由というのは、正当な職務のことを今答弁されたけれども、この条文を読む限りそうじゃないですよ。正当な理由というのは、公的、また公共利益に合致する目的、理由と読むのが普通なんですよね。でないと第5項との関係が整理できないですよ。第5項は、さっきも言いましたけれども、自分のために個人情報を取っちゃったと</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>いう言語道断、釈明の余地なしというような形態だから正当な理由は省かれて、自己の都合のためにやったものは駄目よと、何があっても駄目よというのが第5項。だからそれに対して第4項がある以上、ある一定の範囲で免責されるというふうに読めるわけですね。自己の目的ではないゆえに免責される、でも自己の目的じゃなかったら何でもいいかという話にならないんだけど、例えば具体的にお聞きします。</p> <p>ちょっと前の話だけども、年金の納入空白期間というのが国会で大きく問題になったときがありましたよね。あのとき、本当かどうか分からないけれども、うわさでは年金を扱っている公務員の方々が政治家の納付状況をもしかしたらリークしたんじゃないかということも言われていました。その行為というのは、今言ったような行為というのは正当な理由に当たるのか当たらないのかということが今問われているわけです。だから正当な理由があってこの個人情報を取っちゃったというケースのことを言っているの、それは当たるかどうかということだけ確認をさせていただきます。</p> <p>もう一個、今の答弁でわけが分からないのは、附則第3条第9項の関係です。附則第3条というのは全体が経過措置なんですね、経過措置ですよ。経過措置というのは今年3月31日までに、この条例が通ったらなんですよけれども、3月31日までにやられた行為に対して、こういうこととなりますよということを今書いているわけでしょう、経過措置だから。</p> <p>新たな法に関しては、例えば現行の第47条に関しては、新法では法の第181条に同じような規定があります。だから4月以降はこれが適用されるということになりますね。もう一個の第49条のほうは、新法のというか、法のほうの第185条第3項にあります。ただちょっと違うのが、法のほうは10万円以下のということで、今の現行規定では第49条は5万円以下だから罰則規定が倍になっているんですよ。</p> <p>この第3項の経過措置に書かないと、要するに3月31までの行為に対してしっかりとしたペナルティーが科せないんじゃないかという疑念が出てくるんだけど、そこはどうやってこの疑念は大丈夫ですよと、その疑念は当たりませんよというふうに言ってもらえるのかという点です。</p> <p>もう3回目ですから、以上よろしくお願いします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 再度の質問にお答えをさせていただきます。 先ほど私、木津川市の審査会への対応をお答えさせていただきましたが、木津川市におきましては、昨年8月でありますけれども、審査</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>会のほうに改正条例案を報告いたしましてご意見を賜ったというふう に聞いております。その中でご意見は特になかったという結果という ふうにお聞きをしているところでございます。</p> <p>2点目でありますが、公金の関係で今ご質問があったんですけれど も、私もその細かい詳細が正確に把握はできません。したがいまし て、正当な事由に当たるのかどうなのかというのは、私、自信を持っ てお答えすることができません。</p> <p>3点目、いわゆる過料の金額のことをご指摘されているというふう に思います。国家公務員の過料につきましては、10万円までの過料 が認められているわけですが、地方公務員法では、たしか5万円が上 限というふうになっておりますので、そういった違いがあるのかな と、このように考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほか、質疑ございませんか。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>答弁になっていません、今のは。議長。</p>
<p>高味議長</p>	<p>なければ質疑を終わります。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>議長、答弁になっていませんよ。</p>
<p>高味議長</p>	<p>討論を行います。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>誤認答弁です。誤認答弁です、最後は。公務員の話は今してません よ。</p>
<p>高味議長</p>	<p>発言を慎んでください。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>しませんよ。間違った答弁のまま続けるんですか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>発言を慎んでください。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>続けるんですか、完全に間違っていますよ、答弁が。</p>

高味議長	発言を許しません。
佐々木議員	続けるんですね、続けるんですね。後で問題になりますよ。
高味議長	<p>討論を行います。 討論ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ討論を終わります。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。 したがって、議案第1号「木津川市精華町環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。 佐々木さん。</p>
佐々木議員	<p>2号に関しても1号と共通しているので簡単な質疑です。 1点目は、第2条の1のア、イ、それから(2)(3)については共通するんですけども、これを読んでいる範囲だと括弧内の規定さえすれば意味が通るのに、わざわざその括弧より前の条文が入っているわけです。なぜこういう表記になったのかというのが1点目です。 2点目は、第3条第5号の具体的な例示をお願いしたいと思えます。 3点目は、第5条に関して、現行の条例では、情報公開制度と個人情報保護制度について見識というような表記になっています。要するに委員さんの選任の基準として。改正案では、優れた識見を有するとだけあって、何に関する優れているのか明記されていないんですよ。この条例はもう言うまでもなく、情報公開・個人情報保護審査会の委員さんを定める、また運営する条例ですから、にもかかわらず、なぜ第5条の規定から今ある情報公開制度と個人情報保護制度についてという文言を外したのかというのが3点目です。 4点目は、現行の第4項が消えていますよね。それはなぜかという</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>ことです。</p> <p>5点目は、現行第7条にある委員会の定足数と過半数決定ルールも消えています。これはなぜかということです。</p> <p>6点目は、第9条のただし書は、これは新しい規定ですけれども、具体例を示してください。</p> <p>7点目は、現行第11条の廃止の意味についてお伺いします。</p> <p>8点目は、現行第16条の罰則規定が削除されていますが、これは昨日いただいた資料によると、木津川市の改正条例を準用することとしというようにありますけれども、その木津川市の改正条例を準用するというのは、どの条文からこの適用になるのかというのを参考までに教えてください。</p> <p>9点目は、これは確認ですけれども、現在就任されている委員さんというものは、継続して新しい審査会条例の下でも継続して就任をしてもらえるのか、選び直すのか、同じ人だったとしても。その手続について確認をしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>再度のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>まず、1点目の第2条第1号、そして第3号の表記についてのご質問でございますけれども、これにつきましては、木津川市の改正条例を準用させていただいたところでございます。</p> <p>そして2点目の第3条第5号の具体的なことを述べよということでもありますけれども、これについては、特に今この段階で何かを想定しているということはありませんけれども、これは時と場合によってケース・バイ・ケースで、これは諮問する必要がある場合ということで、その他ということで規定をしているところがございます。</p> <p>そして3点目、4点目と条項が抜けている理由というところがございました。あるいは廃止をされているというところがございました。それにつきましては、木津川市の改正条例に準用いたしましたので、そのような形になったところがございます。</p> <p>すみません。そして8点目でありますけれども、罰則の適用が抜けた、これはなぜかというところがございます。これにつきましても、木津川市の改正条例を準用させていただきました。</p> <p>準用の適用の根拠は何なのかということでもあります。地方自治法第292条の規定により準用をさせていただいているところがございます。</p> <p>そして委員のことでもありますけれども、通常、委員の立場についても引き続き委員としてご就任をお願いするというものになるんだろうというふうに思います。</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>今の答弁、いいんですか。木津川市の議論に私は参加していないのでどんな説明があったか分かりません。知る立場にありません。ここは木津川市の議会じゃないので、木津川市で説明したものと同様に結構ですから、もう一遍説明をしてもらわなかったら質疑にならないですよ。その答弁が全て木津川市に準用するからと言われちゃったら、もう議論する意味がないですよ、それは。責任を持って決めれないじゃないですか。私らは責任を持って決めさせてほしいと言っているんですよ。</p> <p>だから繰り返したくないけれども、何で従来は委員さんの資格として、情報公開とか個人情報のことに対して詳しい人というか、そういう意味で書かれたわけですね、現行条例は。それをなくしちゃったら、別にこの分野に詳しくなくたって医学に詳しい人でもいいし、優れた見識を持っている意味では、土木でもいいしとなっちゃうじゃないですか、優れただけやったら。わざわざそれを取ったという意味が分からないんですよ、わざわざ取った。残しておいても別に何の問題もないのにわざわざ取ったとなると、要するにこの今申し上げた情報公開・個人情報保護に詳しくなくても、ほかの分野に詳しくたらその人が委員になってもいいんだとも取れますよね。そんなこの分野に詳しくない人が委員になって公平・正當に審議してもらえるかということ、非常に心もとなくなるから聞いているんです。何で取ったのと、わざわざ。今の条例にあるのに何でわざわざその分野に詳しくなくてもいいと読めるような改正をしようとしているのかということですよ。木津川市はどう説明しているんですかと。だからもし木津川市で今聞いたことが説明されたんだしたら、そのとおりに答弁してください。よろしくお願いします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 再度のご質問にお答えをさせていただきます。 木津川市のほうで審査会への報告、説明をされた内容につきましては、改正条例案について説明をしたというふうにお聞きをされているところでございます。そのことについて特に意見はなかったということではありますけれども、私どもも意図して外したわけではございませんけれども、そもそもこの条例自身は審査会条例でございますので、当然のことながら情報公開・個人情報保護に精通した方あるいは見識の</p>

金森事務局長 つづき	ある方、そういった方をお願いするというのは当然のことなのではないのかなというふうに考えます。 以上でございます。
佐々木議員	答弁になっていませんよ、議長。答弁漏れがあります。何とかしてください。
高味議長	答弁に関しましては、今、局長が答弁をいたしました。
佐々木議員	していません。していません。
高味議長	佐々木さんと意見が合う合わんは、それは佐々木さんの判断であつて、今、行政側としては精いっぱい答弁をしています。 3回目、続けてください。 佐々木さん。
佐々木議員	<p>よろしいか。議長そんな運営したら駄目ですよ。答弁してないじゃないですか。しかも最後の答弁は当然だろうと思いましたがということですよ。私が2回目で求めたのは、木津川市で説明した同じ文章でいいから、いいから幾つか今言いましたよね、何点か。これに関する木津川市の考え方、つまり今の話をトータルすると、木津川市の事務局が木津川市の審査会にこういう条例改正でいいかということ聞きました。8月にそれに関しては意見がありません、これでいいですよという報告がありましたと聞こえるんですよ。間違っていたら言ってください。</p> <p>ということは、木津川市の事務局がその審査会に提案した中身が分からなかったら何がいいか悪いか分からないじゃないですか。だから聞いているんですよ、今。木津川市当局が、事務局が審査会に何を何について意見をもらったのか、その中には、この条例が出てくる以上、さっき申し上げたように情報公開・個人情報の知識の専門性でない人でもいいよと取られかねないような諮問というか、その報告をしている可能性がありますよね。</p> <p>定足数の問題とか、決定ルールの問題についても、今、全然答弁になっていませんよね。通常、合議体というのは、定足数があつて初めて成立して会議が、その決定についてももしかしたら全会一致という場合もあるけれども、通常は過半数決定ですよ、通常の場合は。というルールがなかったら、じゃ、この会議が何で成立しているのか、その決定がなぜ有効なのかというのが担保されないじゃないですか。それをわざわざ外しているでしょう、今回。定足数の規定も外れています。現行条例はあるんですよ。現行条例はあるんだけど、わざわざ</p>

佐々木議員 つづき	<p>ざ外している。</p> <p>だから聞いているのは、現行条例と今の提案されている条例改正と変わったところが何でと聞いているんです。変わったから何でと聞いているわけです。何の難しい話でも何でもなくて、新しいことを聞いてない、変えた理由は何かと聞いているんです。それを自ら答えてもらうかもしくは木津川市で審査会に報告した中身をちゃんとペーパーで出してくれるかどっちかですよ。じゃないと分からないじゃないですか。</p> <p>もう一遍、議長に申し上げるけれども、こんないいかげんな審議をしていたら後々批判を受けますよ。明確な答弁を求めます。</p>
高味議長	<p>少し言い過ぎじゃないですか。いいかげんなど、皆さんこれを一生懸命議案書を読んで。</p>
佐々木議員	<p>じゃ、私がふざけているんですか。</p>
高味議長	<p>今日に当たっているんですよ。</p>
佐々木議員	<p>じゃ、私がふざけているんですか。</p>
高味議長	<p>佐々木さんが自分が気に入らない答弁は。</p>
佐々木議員	<p>そんなこと言っていない、議長。いつ気に入らないと言いましたか。</p>
高味議長	<p>受け付けないというような態度はおかしいですよ。続けてください。いいんですか、もう。質疑してください。</p>
佐々木議員	<p>気に入らないと言いました。言っていないよ、ね。</p>
高味議長	<p>質疑をしてください。</p>
佐々木議員	<p>いや、さっきしました、今。だから。</p>
高味議長	<p>もういいんですね、3回目。</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 再度の質問にお答えをさせていただきます。 先ほど申しあげましたように、改正条例案を示して木津川市のほうでは審査会へ報告、説明したということでございます。その条文の構成内容については、国からの条文イメージ、標準条例というんでしょうか、そういったものを準用しながら整備を行ったということでございます。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほか質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑を終わります。</p> <p>討論を行います。 討論ございませんか。 討論があります。 まず、原案に反対者の発言を許します。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>原案に反対の討論をします。 当初そんなに問題ないと思っていましたが、先ほど申しあげたように審議が十分にされていません。民主主義の原則から非常に問題があります。しかも先ほどの答弁も国の準則に従ってとしか言わない。国の準則だってちゃんと理由があるんですよ、それは。理由もなしに示しているわけではありません。当たり前の話です。 条例ですから法律ではありません。それぞれの自治体ないし公共団体に適用される条例です。条例の成立には議会の議決が要ります。その議会の議決のためにはちゃんとした審議が要ります。その審議に応えない運営をされていたことは非常に問題です。 ですから、中身の問題じゃなしに手続的にこれだけ説明ができない提案をしてくること自身が問題だということでもありますから、これに賛成はできません。</p>
<p>高味議長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を求めます。</p> <p>(なしの声)</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>なければ討論を終わります。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立多数であります。 したがって、議案第2号「木津川市精華町環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第3号「木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から提案説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第3号、木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>会計年度任用職員の給料について、京都府の最低賃金引上げに対応するため、所要の改正を行うものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。 なお、詳しくは事務局長より説明をさせていただきます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 議案第3号につきまして、補足説明をさせていただきます。 本条例につきましては、条例の制定時より組合の構成市町のうち、木津川市の会計年度任用職員の給与等に関する条例を準用して制定しているものでございます。 木津川市では、令和4年度の京都府の最低賃金引上げ状況などを踏まえまして、昨年12月1日に開会されました木津川市議会定例会におきまして、本組合が準用している条例の一部改正案を提出され、原案のとおり可決されました。現在、本組合において会計年度任用職員はなく、影響を受ける職員はおりませんが、木津川市における改正内容を踏まえ、本組合におきましてもこれに準じて京都府の最低賃金を下回ることがないように改正するものでございます。 以上で議案第3号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審</p>

金森事務局長 つづき	議を賜りますようお願いを申し上げます。
高味議長	ありがとうございます。 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 竹川さん。
竹川議員	前回、私、一般質問を会計年度任用職員についてしたんですけれども、今の説明でも、また前回の答弁でも、今、本組合には会計年度任用職員は一人もいない、全員正規職員であるという答弁でした。誰もいないのにこの条例一部改正する意味はあるんでしょうか。
高味議長	総務課長。
松井総務課長	総務課長でございます。 本条例改定につきましては、現時点では先ほどの答弁のとおり会計年度任用職員はおりません。ただし、我々も条例として持ってあって、今後、将来永続的にそういった職員の採用がないのかという部分については明言するものではございませんので、そういったものに対応するため、必要な改正を行うものでございます。 以上でございます。
高味議長	ほかございませんか。 森本さん。
森本議員	京都府の最低賃金は、おとし10月から、去年の10月に幾らから幾らに変わったんですか。その説明をお願いします。 それから、今、会計年度任用職員はいないんですけれども、今後、採用になった場合は何等級から始まるのかをお願いします。
高味議長	総務課長。
松井総務課長	まず、京都府の最低賃金の動きでございますが、直近で申し上げますと、令和3年10月に937円であったものが、令和4年10月9日に968円への改正が行われました。これに対応するため、それからこの分については、今現状、時間単価は満足しておるんですけれど

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>も、今後の引上げに対応するため、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>それと、今後、会計年度任用職員さんを採用するときにはどの等級が当たるのかということにつきましては、私どもの議案書にございます会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の給料表にございます1級の3号給、ここから始まるという形になります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>いいですか。 森本さん。</p>
<p>森本議員</p>	<p>採用した場合、1級の3号給から始まるというのは何か根拠があるんでしょうか。1級の1号給もあるんですけども、その仕分というか、何か年齢とかあるんですかね。</p>
<p>高味議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>こちらの職種の決め方でございますが、私どものほうの組合の会計年度任用職員の給与等に関する条例の施行規則、こちらのほうで別表のほうで職種表というのを定めておりまして、この中の事務補助員、こちらにつきましては1級の3号給という形で明記をさせていただいているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほかございませんか。 宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。</p> <p>今回の提案で京都府の最低賃金が改定されたということがありましたが、当然のこととして最低賃金を下回るようなことがあってはならないわけで、それは当然のことなだけで、今は採用がないけれども、今のこの物価高騰の中で仮にその方を採用したとしたら、それは実質賃金という意味から言うたら下がるのではないんですか。だから実際に採用するというふうになれば、さらなる賃上げができる給与改定をしないとしないのではないのかというふうに思います。最低賃金をクリアしていればいいというだけの問題ではないというふうに考えますけれども、その点での管理者のお考えをお聞かせください。</p>

高味議長	総務課長。
松井総務課長	<p>ただいまのご質問、最低賃金をクリアするのはどのぐらいを目安にというようなニュアンスもあるかと思えます。現在、私どものほうで規定しております条例につきましては、現状の京都府の最低賃金は十分に満足をしております。</p> <p>今回の一部改正議案の内容につきましては、次回の京都府の引上げも見込んだ上での案とさせていただきますので、例えばですが、その間に会計年度任用職員さんを採用した場合は、今の最低賃金よりも次回の上がった最低賃金を見込んだ額となっておりますので、今よりも上の状況での最低賃金を見込んだものになるというふうにご理解をいただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>今の答弁は、最低賃金という一つの基準で決めているというわけだけれども、賃金というのはその人の生活なんだから、生活ができる賃金という考えがあるのかというふうに聞いているわけです。だからこれでは生活できないというのが実際ではないのか。特にこの間の物価高騰の中でさらなる賃上げが必要ではないかと、そういうふうに思うので、その考え方を聞かせていただきたい。</p>
高味議長	総務課長。
松井総務課長	<p>こちらの我々の給与の条例の提案の内容につきましては、あくまでも最低賃金法でありますとか、労働基準法でありますとか、そういった法令遵守の中で最低賃金は必ず守らなければならないということをまず第一義に検討を重ねた上で、現状あるいは構成市町周辺、そういったものを参考にしながら決定をさせていただいたものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	<p>ほかございませんか。</p> <p>佐々木さん。</p>
佐々木議員	<p>今の延長線の話ですけれども、だとしたら今回の条例改正案の中で一番少ない場合の時給単価は幾らを設定しているんでしょうか。今</p>

佐々木議員 つづき	の話だと968円はクリアしているという話だけれども、次期改定というのは、多分これだけ物価が上がったら恐らく従来の幅よりも増える可能性があると思うんだけど、要するに幾らまで耐えられるかどうかです。最低の時給は幾らで計算していますか。
高味議長	総務課長。
松井総務課長	先ほど申しあげました我々の規則に基づきまして、1級の3号から始まるという形になります。ここを時給単価換算いたしますと1,007円という時間単価で設定をさせていただきます。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	ということは、1,007円ということは約40円ぐらいしか余裕がないという話になりますよね、現状から言えば。当組合議会は11月にも第2回の定例会があるわけだけれども、当然これを上回った場合には追って条例改正が出てくるという考え方でいいのでしょうか。
高味議長	総務課長。
松井総務課長	先ほども申しあげましたが、現状、会計年度任用職員さんを採用していないということで実質的な影響がないということもございますので、時期につきましては、当然影響がある場合には直ちに行うということを考えてございますが、そういった状況も踏まえながら最低賃金はクリアするような設定になるような改定をこちらのほうで検討させていただいて、必要な時期に議会のほうへまたご提案させてもらいたいと思っております。 以上でございます。
高味議長	いいですか。 ほかになれば質疑を終わります。 討論を行います。 (なしの声) なければ討論を終わります。 お諮りいたします。

<p>高味議長 つづき</p>	<p>本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立を願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。</p> <p>したがって、議案第3号「木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第4号「木津川市精華町環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等について」を議題といたします。</p> <p>管理者から提案説明を求めます。</p> <p>管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第4号、木津川市精華町環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律及び国家公務員法等の一部を改正する法律の公布に伴い、職員の定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、新たな職である定年前再任用短時間勤務職員や役職定年制度、その他必要な措置を実施するため、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳しくは事務局長より説明をさせていただきます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>議案第4号につきまして、補足説明をさせていただきます。</p> <p>このたびの国における法改正の趣旨といたしましては、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国においては、複雑・高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であるものとされております。</p> <p>そして地方公務員法の一部改正によりまして、定年年数の引上げ、定年前再任用短時間職員の創設、役職定年制度の創設がされるとともに、国家公務員法等の一部改正における一般職の給与に関する法律の一部改正によりまして、給与月額7割措置の導入などが規定されたところであり、本組合におきましても、これらの制度を導入するため、必要となる条例改正等を行うものでございます。</p> <p>なお、組合の構成市町である木津川市と精華町では、既に同様の条</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>例改正等について議決を終えられており、一部の制度運用等が異なる部分がございますが、それらの内容も踏まえつつ、本組合の状況に応じた制度運用が行えるよう整理したところでございます。</p> <p>加えて、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等により、従来より柔軟な形で育児休暇が取得できる制度が創設されたことなどにつきましても、併せて改正することといたしております。</p> <p>以上で議案第4号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。</p> <p>条例の中身そのものについては、特に質疑ではないのですが、この環境施設組合というのは職員の数が少ない職場でございます。特に施設課の職員の皆さんについて言えば、私、一人一人の今の年齢は知りませんが、要するに定年が延びていくということになれば、そういうベテランの方々の力を大いに発揮するという意味では、それはいいのですが、新たな採用が先延ばしといたしますか、なっていくのではないかと心配をしております。職員を増やすのであれば別でありますけれども、そうなったときに職員構成だとか、技術の継承だとか、そういう組合そのものの運営についてはどういうふうにお考えなのか、お聞かせをいただきたいのですが。この条例に基づいてのお考えをお聞かせいただきたいのですが。</p>
<p>高味議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>総務課長でございます。</p> <p>私どもこの組合の運営につきましては、現在お話がありましたとおり、市町からの派遣職員、それからこの組合で採用した先ほどお話がありました施設課の組合採用職員というのがおります。現時点ではその組合採用の職員というのは新たな任用は行っておりません。その定年延長によりまして65歳までその方々、我々派遣職員も含めて勤めるようなことが可能になるわけでございますが、そこまでは当然しっかりとスキルを発揮していただきながら勤めていただくとともに、その後、職員の数が変わる部分につきましては、我々直接組合のほうで採用するのかあるいは民間の力を借りてそういった運営にシフトしていくのか、そういった部分については、今後検討しながら進めていきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>

高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>今後の課題だということではありますが、これを機に施設のいわゆる民間委託化といったようなことが議論になるというのは、少しこの条例の趣旨とは違うように思います。</p> <p>今、先ほどの提案にあったように、皆さんが長生きして、しかも年金は65歳からでないといけないというような時代の中で、しっかりとした力を発揮してもらおうということが条例の趣旨だろうと思うんだけど、この条例を採用することによって民間委託を検討するというのは少し話が違うように思うんですが、そういうこととして今答弁されましたので、それは危惧しますが、管理者からの答弁をいただきたいと思います。</p>
高味議長	総務課長。
松井総務課長	<p>少し誤解があったかもしれませんが、この定年延長に係る条例に関わって今のような方針を決定したわけではなくて、ここ、環境の森センター・きづがわを平成30年から運用した時点から、そういった部分につきましては、60歳定年のときは60歳のときに職員の数が変わるということは当然先に見えておりましたので、それらを踏まえた検討を変えずにやっていくという形でご理解いただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	<p>ほかございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑を終わります。 討論を行います。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ討論を終わります。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>したがって、議案第4号「木津川市精華町環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第5号「令和5年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」を議題といたします。 管理者から提案説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第5号、令和5年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>予算編成に当たりましては、令和2年度に打越台環境センターの解体・撤去工事の財源として借り入れました起債の元金償還が始まることや昨今の社会情勢等を背景とした薬剤など消耗品に係る価格の上昇などを踏まえるとともに、引き続き円滑な組合運営と本施設の安心・安全な稼働に向けて事務局の人員体制を整えるための予算といたしました。</p> <p>令和5年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,871万円で、令和4年度と比較をいたしますと、5,848万2,000円の減額となりました。</p> <p>まず、歳入でございますが、主なものといたしまして、構成市町からの分担金と負担金につきましては4億9,330万円、事業系一般廃棄物などの処理手数料として1億8,018万円、雑入のうち余剰電力の売電料につきましては、3,200万円を計上いたしております。</p> <p>続きまして、歳出でございますが、主なものといたしまして、環境の森センター・きづがわの運転に係るごみ焼却処理事業費として4億5,844万4,000円、フェニックス事業や廃乾電池処理などのごみ焼却外処理負担事業費といたしまして、1,667万円を計上いたしております。</p> <p>以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。 なお、詳しくは事務局長より説明をさせていただきます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>議案第5号、令和5年度木津川市精華町環境施設組合一般会計の予算の補足説明をさせていただきます。</p> <p>令和5年度の本組合一般会計予算の総額につきましては、先ほど管理者からの提案趣旨説明のとおり、7億1,871万円でございます。</p>

金森事務局長
つづき

まず、予算書附属資料に基づきまして、歳入歳出予算の概要とその事業ごとの歳出の予算についてご説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

歳入に関しましての款の区分ごとに前年度との比較を記載しております。歳入予算に関し、前年度と比較し、増減した主な項目といたしましては、分担金及び負担金に関しまして、令和3年8月末をもって環境の森センター・きづがわの瑕疵担保期間が満了となり、以後、施設の維持管理費については組合負担となり、計画的な保守点検業務を進めているところでございます。令和5年度の定期点検整備の費用が1億2,889万300円、前年度比約1億円、44.5%の減となることなどによりまして7.8%、4,165万5,000円の減、繰入金につきまして、令和6年度の定期点検整備の費用が約1億5,000万円増となる見込みであるため、翌年度以降の負担金の平準化を図るため、財政調整基金の繰入れを見送る一方、今年度から起債の元金償還に充当するため、撤去整備基金を繰入れすることから、64.6%、1,680万円の減となっております。

2 ページから4 ページにおきましては、歳出について前年度の当初予算との比較をするため、目的別、性質別、節別ごとの比較を記載しております。

4 ページを見ていただきますと、委託料につきまして、先ほど歳入でご説明した環境の森センター・きづがわの令和5年度定期点検定期保守に係る委託料などが減少することによりまして22.4%、1億942万6,000円の減、排ガス・飛灰処理等で利用する薬品費の高騰などにより需用費が2,427万8,000円の増、また、打越台環境センター解体・撤去工事等の財源として利用した起債の令和2年度借入れの元金償還が令和5年度から始まることから、償還金利子及び割引料について2,937万円の増となっております。

5 ページにつきましては分担金の算出表、6 ページにつきましては負担金の算出表を前年度と比較した表で記載しております。

また、7 ページから9 ページにつきましては、分担金、負担金以外の歳入に関して、節ごとに前年度と比較した表を記載しております。

次に、歳出につきまして、事業ごとにご説明をさせていただきます。

10 ページをご覧ください。

10 ページ上段につきましては、議会運営事業費を計上しております。議会運営委員会等に係る費用弁償である旅費1万3,000円を増額し、60万7,000円を計上いたしました。

10 ページ下段につきましては、管理者会議運営事業費でありまして、前年度と同額でございます。

11 ページ上段につきましては、事務局運営事務事業費でありまして、前年度と比較し485万3,000円の減額となっております。この主な要因につきましては、委託料では514万9,000円、備品購入費で719万3,000円のそれぞれ減となっているほか、組合の職員体制を強化するため、事務局長の常駐に加え、再任用職員の

金森事務局長
つづき

受入れを行うことなどにより、事務局内人件費では787万6,000円の増となっております。現在は非常勤の事務局長1名、常勤職員4名のところ、常勤職員4名及び再任用職員1名の計5名体制を予定しております。

11ページ下段は、環境監視委員会運営事業費でありまして、前年度予算と同様に年3回と臨時の1回分ではありますが、環境の森センター環境監視委員会を開催するための報償費及び知識経験者の交通費を計上しております。

12ページの上段につきましては、基金利子積立事業費でありまして、財政調整基金のほか、3つの基金利子の積立について、定期預金利率が低くなったことにより前年度と比較し3,000円減の3万8,000円を計上しております。

12ページ下段は、環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立事業費でありまして、前年度と同額で4,775万円を計上しております。

13ページ上段は、公平委員会運営事業費で、12ページ上段は、監査委員運営事業費でありまして、2万7,000円を計上しております。

13ページ下段は、監査委員運営事業費でありまして、前年度と同額を計上しています。

14ページ上段は、清掃総務事務事業費でありまして、前年度と比較しますと360万4,000円減の8,412万円を計上しております。本事業費は、施設課職員に係る人件費、健康診断に係る委託料及び打越台環境センターに係る汚染負荷量賦課金でございます。減額の主な理由は、昨年度は施設課職員10名分の予算を計上しておりましたが、令和3年度末に職員が1名退職したことにより、1名減の9人分の人件費を計上したことによるものであります。

14ページ下段は、ごみ焼却処理事業費で、環境の森センター・きづがわの運転管理に係る費用でございます。前年度と比較し8,015万7,000円減の4億5,844万4,000円を計上しております。事業費の主な支出科目は委託料でありまして、このうち主な委託業務は、定期点検整備及び日常点検、夜間・休日の運転管理のための運転管理業務委託でありまして、令和5年度に実施する定期点検、整備内容を踏まえ、26.8%、1億323万2,000円減で、2億8,133万8,000円を、加えて排ガス・飛灰処理等で利用する薬品費の高騰などにより、需用費が2,405万7,000円増を計上しております。

ごみ焼却事業費の財源といたしましては、一般財源といたしまして木津川市、精華町からの普通分担金による2億9,401万4,000円と、特定財源といたしまして、一般廃棄物処理手数料の1億6,443万円を充当することとしております。

なお、令和5年度の普通分担金の負担割合につきましては、組合規約に基づき令和4年10月1日を基準日とし、その前の1年間において構成市町が行政回収をした家庭系可燃ごみの重量の割合となってお

金森事務局長
つづき

ります。

具体の令和5年度の普通分担金の負担割合につきましては、5ページの分担金算出表の普通分担金の欄に記載しておりますとおり、家庭系可燃ごみの重量につきましては、木津川市1万1,509トン、精華町5,489トンでありましたので、木津川市67.71%、精華町32.29%の割合となっております。

続きまして、15ページ上段のごみ焼却外処理負担事業費でございます。この事業につきましては、大阪湾フェニックス埋立処分場整備事業に係る委託料や廃乾電池の処理などに要する経費でございます。燃料費の高騰などにより前年度比4.8%、76万6,000円増の1,667万円を計上しております。

15ページ下段は、組合債元金償還事業費でございます。打越台環境センター解体・撤去に係る財源として令和元年度、令和2年度に起債を借り入れておりますが、昨年度の令和元年度に加えて令和2年度分に係る起債償還が始まりますので、その償還額を計上しております。

16ページの上段は、組合債利子償還事業費でありまして、16ページ下段は、予備費でございます。前年度と同額を計上しております。

続きまして、これらの事業を行うための歳入につきましてご説明させていただきます。

予算書によりご説明させていただきますので、予算書の5ページをご覧ください。

まず、分担金でございますが、4億7,663万円を計上しております。分担金につきましては、普通分担金、打越台環境センター撤去分担金でございます。その内訳につきましては、附属資料5ページのとおりであります。それぞれの分担金の前年度との増減状況につきましては、附属資料5ページの前年度との比較の欄に記載のとおりでございます。

予算書の6ページに戻っていただきまして、負担金ではありますが、大阪湾フェニックス事業や小動物の死体処理などに要する費用について、予算額といたしまして1,667万円を計上しております。

なお、実際の負担金につきましては、附属資料6ページに記載のとおり、それぞれの実績に基づきまして構成市町に求めております。

手数料につきましては、直接搬入に係るごみの処理手数料及び事業系一般廃棄物の収集運搬業の許可・更新に伴う手数料でございます。ごみの処理手数料につきましては、令和3年度の搬入量と令和4年度の動向から、令和5年度の事業系ごみについて令和4年度に計上した6,300トンと同量を見込む手数料を計上しております。

7ページをご覧ください。

歳出で説明しました元金償還に充当するため、撤去整備基金繰入金を今年度から920万円計上しております。

8ページをご覧ください。

雑入のうち余剰電力の売電料といたしまして、前年同額の3,20

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>0万円を計上しております。 以上で令和5年度の本組合一般会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑につきましては、歳入、歳出ごとに行います。 まず、歳出から行いますが、必ず予算書または附属資料の何ページかを示していただいた上でお願いいたします。 それでは、歳出について質疑ございませんか。 宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。3点あります。 予算附属資料の14ページ、先ほども説明がありました施設の委託料の関係です。令和4年度はそれまでの瑕疵担保責任がなくなったから委託料が増えましたよということだったんですが、令和5年度は逆に1億円ほど下がっています。5年間の長期契約の中でそういうことがあるというふうにも聞いているんですが、ちょっとそのところの説明をお願いしたいのが1点目です。 2点目は、同じく附属資料の11ページと14ページに職員の健康診断費用が上がっています。それで、額としては昨年度の当初と同じ額、年2回、職員さんの人数掛けるということを出ているわけですが、職員さんの健康状況をどういうふうに診断、特に令和4年度というのはもう終わっているのかと思いますが、どういう結果になっているのか。さらには要検査が、いわゆる再検査というんですかね、必要な場合は、どれぐらいの方がおられてどういう対応がされているのかについてお聞きをします。 もう一点は、予算書の18ページに時間外勤務手当が上げられていて、前年度より若干少ない金額で上がっています。 なお、令和3年度の決算で、コロナの関係があって時間外勤務手当は支出されていないということがありました。今後のそういうコロナの状況などもあります。基本的には時間外勤務が必要でない職場づくりが必要かというふうに思います。もしこの時間外勤務手当が見込まれるとするならば、どういうことで時間外勤務手当が見込まれているのかについて、ご説明をまずいただきたいと思います。</p>
<p>高味議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>総務課長でございます。 ただいまのまず1点目でございます。委託料の関係、特に維持管理の関係での長期契約している内容ということでございます。こちらにつきましては、施設の維持管理に係る内容につきまして契約をさせて</p>

松井総務課長
つづき

いただいております、特に大きな機器類、それら全てが全て毎年同じように点検をしなければならないというような機器類ではございませんので、物によっては2年おきあるいは3年おき、こういったときに法定の整備等を要する機器類を備えてございます。ですので、それらの点検が必要な時期に応じて金額が増減しているというふうにご理解をいただければと思います。

先ほどご説明にもありましたように、令和4年度からは実質年間のそういった整備の予算は必要になってまいっております。そのうちこの令和5年度につきましては、いろいろな各種項目があるんですが、例えばですが、燃焼ガス冷却設備の中にありますボイラー、それからそれにいわゆる発電を行うのに係ります蒸気タービン、こういった類のものにつきましては、ちょうど点検時期がこの令和5年度はずれると。ですので、そういったところには少し一定の予算は必要なんですけど、そういったものを点検は別の年度で行うというような事象もございまして、各年度においていわゆる額の凸凹というのはございます。それがこの5年間の長期契約の中では、令和5年度に関しましてが一番大きいのですが、通常2億円から3億円近い予算を組まなければならないところを令和5年度は1億2,900万程度で契約ができているということになってございます。

それから職員の健康診断の関係でございまして、状況につきましては、前回も同様のご質問をいただいたかと思っております。職員の結果でございまして、前回も同様の答弁をしたかと思っておりますが、何分少数の職員でございまして、細かな数字等につきましては答弁を控えさせていただいておりますが、要検査あるいは再検査の指示がある職員というのは実際おります。その職員につきましては、そういった結果を個別通知させていただき、再検査あるいは要検査の受診勧奨を行っているところでございまして、今のところそういった部分で新たな傷病が発生して病気休暇につながったとか、そういったところの支障はございません。

それから時間外でございまして、こちらにつきましては、先ほどありましたように、今の我々の組合の事務のやり方でいきますと通常は時間外は発生しないというような状況で職員のほうの事務のほうを進めております。

ここにある時間外で計上させていただいておりますのは、例えば先ほどの一般質問でもございましたが、今現状ではできておりませんが、日曜日あるいは土曜日、こういったときを利用して施設の見学会なんかを開催させていただきますと、当然職員、こちらに出てきてご案内をする、ご説明をするという業務が出てまいります。こういった部分については時間外対応する必要もあると考えてございまして、あとは通常では時間外が発生しないような業務の流れといたしておりまして、何分機械を使っている作業となりますので、その機器類の不具合あるいは不測の事態というのは避けられないことかと思っておりますので、そういったときには職員が当然対応する場合も出てまいりますので、そういった場合の時間外対応の予算ということで

松井総務課長 つづき	計上させていただいております。 以上でございます。
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	基本的には了解しました。 それで、5年間の契約の中で額には多い少ないが出てきていると、それは検査が毎年のもものばかりではないということなので理解はするんですが、令和5年度は、その意味では一番少ないときかという説明やったと思うんですが、逆に一番高くなるのはいつで、どの程度の委託料が発生することになるんですか、お聞かせください。
高味議長	総務課長。
松井総務課長	総務課長でございます。 ただいまの長期継続契約をしている内容でいきますと、一番予算が必要になりますのは来年度、失礼いたしました。令和6年度にこの維持管理費用という部分でいきますと2億7,251万700円、これが維持管理の業務の部分で必要になってまいります。この予算に運転管理業務とそういった委託の部分の人件費をのせた部分を予算要求するという形になります。 申し訳ございません。比較でいきますと、令和5年度は1億2,889万300円、これで今回ご提案をさせてもらっているものが、令和6年度は2億7,251万700円になるという形でございます。 以上でございます。
高味議長	2時55分まで休憩いたします。 (14:44) 《休憩》 (14:53) すいません。お揃いですので、いいですか。 (はいの声) それでは、再開いたします。 ほかに質疑ございませんか。 佐々木さん。
佐々木議員	前もちょっと議運でいろんな話をさせていただきましたが、今回の

佐々木議員 つづき	附属資料を見せてもらった範囲で、いわゆる将来にわたる効果等という欄がほとんど書かれてないですよ。
高味議長	附属資料ですね。
佐々木議員	<p>附属資料全体を通しての話です。</p> <p>別に書かないでいいんだったらもうここ欄は要らないと思うんだけど、ある以上、何らかの意図があってこの欄は作られていると思うんですが、これが若干は書かれているんだけど、書かれてない理由は一体どこにあるのかというのが1点目です。</p> <p>2点目は確認だけです。今年度と比較して新規事業だとか、廃止した事業だとか、例えばルール等が変更になったという事業があるのかどうか2点目です。</p> <p>3点目は、さっきもちょっと一般質問のところで話がありました。人事上の話としてもう一遍確認します。さっきの話では総務課職員を1人増やすということがありました。もう一点では、施設課職員は事実上1人減になるのかなというような話もありましたが、それ以外の人事上の、人が誰かという固有名詞じゃなしに、人事上の変化というのはあるのかどうかというのが3点目です。</p> <p>4点目は、これはいろんなところで議論になっていると思うんですけど、附属資料13ページにある監査委員さんの報酬の件です。議選監査はともかくというか、あれですけど、識見監査委員さんの報酬としては低くないかと。これは決算審議じゃないからそこまで詳しく聞きませんが、恐らく監査業務に従事してもらった時間だとかもしくは場合によってはここに来る前に、事前に例えば決算資料などに目を通しながら準備をして参加されることもあるわけですから、そういった時間をトータルしたら、恐らくさっきの話じゃないけど下手したら最低賃金を下回る。もちろんこれは報酬だから賃金ではないんですけど、法的な縛りはないとは思いますが、それにしてもちょっと低過ぎないか、年間1万2,000円ですよ。という額ですから、あまりにも低いんじゃないかと思うんですけど、その点というのはどこで検討がされるのかされないのかという。それが例えば市町村の場合だと特別職報酬審議会みたいなのがあって、例えば定期的に見直しだとか、物価高騰とか賃金のアップと連動して非常勤特別職の報酬についての議論がされると思うんですけど、それをするのかしないのかもしくは先ほどの答弁を繰り返されているけれども、それも例えば木津川市のルールに右にならえという話になるのか。それは本来は業務の実態、量とか質とかに応じてやっぱりこの報酬というのは役務の対価だから決めてあげるのがいいと思うんですけど、この点を見直す予定があるのかないかというのが4点目です。</p> <p>5点目は、これも竹川議員の一般質問とも関わるんですけど、災害というのはやっぱり予想されるわけですよ。だんだんと災害のリ</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>スクが高まっていると言われていいます。構成する木津川市と精華町がさっきもあったけれども、例えば水害の場合と地震の場合とあると思うんだけど、そういった災害が発生した場合に、2つの市町でどの程度の要するに瓦礫というか、要するに処理しなきゃならない、特に焼却処理しなきゃならないようなものが災害ごみというかが発生するのか。その発生したのをどのぐらいの日数で処理ができるのかということになりますよね。もしそれがあまりにも長くかかるようだったら、打つ手としては各市町に頑張ってもらってストックする場所を確保してもらおうと、例えば半年間、1年、2年とか。その災害瓦礫をストックする場所を確保してもらって順番に処理するという方法と、さっきも一般質問にあったみたいに、それでもかなり量が見込まれるんだったら、近隣のというか、近くのところに応援をお願いすることになると思うんだけど、災害対応に対する構えというか、どういう計画になっているのかというのが若干不安ですので、その点についてお聞きをしたいと思います。</p> <p>それと6点目は、この間何回も申し上げていますがけれども、監視委員さんの報酬、払ったらあかんということを言っているわけじゃありません。払ってもいいんだけど、どこにもその根拠例規がないですよ、額について。これはどこかで明記しておいたほうが堂々と払えるし、その理由もはっきりするわけですから、この監視委員さんの報酬について明確に規定をすることが必要だと私は思うんだけど、この間は何遍か申し上げたけれども、それはやらずに、また今回も特にそんな改定されていないですよ。来ているわけですけども、そのやらない理由です。監視委員さんの報酬額を決めない理由がどこにあるのかというのが6点目です。</p> <p>7点目は、最後ですけども、この間何度かここに来させてもらって気になるのは、お昼間も話をしましたけれども、携帯の電波がかなり弱いんですよ。個人的に困っているという意味じゃないんだけど、それこそさっきの災害が起こって固定電話がなかなか使えない状態が発生したような場合に、職員さんの携帯も頼らざるを得ない事態というのが発生する可能性がありますよね。極めて通話は厳しい部分があります。それこそ窓際に行けばかなり通話是可以するんだけど、いつも議会運営委員会をやらせてもらっている部屋とかに移動するとかなり電波は厳しくなるわけで、例えばこの施設の中にブースターというか、要するに電波を増幅する装置とかいうのを導入して、やはり非常時にしっかりと職員間及び例えば木津川市本庁とか、精華町の本庁で連絡を取って災害対策がスムーズにいくような、そういう見込みというか、計画というのがないのでしょいか。</p> <p>以上7点お願いします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>総務課長。</p>

松井総務課長

総務課長でございます。

まず、1点目でございます。附属資料のほうの将来にわたる効果の部分、記載があるものとなないものというご指摘でございます。確かにこれは議会運営委員会でご指摘をいただいて、今回、私どもこの資料を調整するに当たりまして、できる限り若干ですが、書かせていただくということとさせていただきます。

ただ私ども業務といたしましては、こちらの組合規約にあるようなごみ処理ということで、例年と同じような形での予算計上する部分について、将来にわたる効果というのをなかなか具体的にお示しするところとうまくまとまりませんでしたので、今回についてはこの部分については空欄といたしておりますけれども、ここにつきましての本来業務、ごみの焼却というのを続けるための予算だというふうにご理解をいただければと思っております。

それから2点目の新規事業、廃止事業の関係でございます。こちらにつきましては、これも今申し上げましたとおり、ここの焼却に係る経費ということで、特段、政策的な予算でありますとか、そういった部分を計上しているものというのとはほぼございません。

そんな中で、例えば先ほどもありました年によって出てくるもの、出てこないものというのがございまして、例えばで申し上げますと、予算書のほうでいきますと、15ページになります。予算書の15ページの17、備品購入費のところは2段目、管理備品購入費ということで80万円計上させていただきます。これにつきましては、この施設内で使う無線機、こちらのほうが5年ごとに更新が必要になるということもございまして、こちらのほうは今年度、令和5年度に限って80万円、限ってといたしますか、また5年おきになりますが、計上させていただくような新規の項目というふうになってまいります。

ですので、廃止したものという部分につきましても、中身で申し上げますと予算書の11ページになります。予算書の11ページでございますけれども、こちらのほうの上から2つ目の手数料4,000円、これはこの無線更新に係る手数料ということで新たに設けている項目でございますし、委託料のほうの中ほどちょっと下あたり、電算保守委託というところがございまして、これは168万5,000円計上いたしておりますが、その中身としては、令和4年度におきましてはホームページの更新の費用も上乗せをした額ということですので、減額になっているというような形になっているところがあるということとご理解をいただきたいと思っております。

それから人員の関係でございます。人員の関係につきましては、総務課1名の増といたしますのは今回の予算でもお願いいたしておりますとおりに、1人、総務課常駐職員、先ほど局長の補足説明で申し上げましたとおりに、増員をしたいというふうにご検討しております。

それから施設課の1名減につきましては、令和4年度の予算上は、予算の上程する時期の関係もございまして、予算上は実質令和4年度10名分の予算を計上いたしておりましたが、令和3年度2月の末で

松井総務課長
つづき

1人懲戒免職をしたという事例によって退職になりましたので、この者は令和4年度から1人おりませんでした。なので、9名の者が令和4年度は運営して、令和5年度におきましても再任用を含む9名、この形で予算計上をお願いしているところでございます。

それから監査委員報酬につきましては、以前から確かに低いのではないかとご指摘といたしますか、ご意見も頂戴していたところでございます。こちらも周辺も含めながら、それから先ほど議員からもありましたように、実績も含めながら適正な額をという形で検討のほうを進めようということ課題としては認識をしておりますが、本日現在におきましては、具体的な検討あるいは結論を迎えているというものではございませんので、おっしゃっていただいています懸念というのは理解をしているつもりではございますが、まだ具体的な動きには至っていないところでございます。今後、当然この報酬額で委員さん、お引き受けをいただく方を探していくということになりますので、そういったところで、また、いろいろな問題が生じてくるようであれば、しっかりと適正に見合った額の検討というのは必要ではないかと考えているところでございます。

それから災害対応に関しましては、特に予算のほうでどこかに見えるというものではないかと思えます。今現状といたしましては、構成市町、木津川市及び精華町のほうで災害廃棄物の処理計画というのを各構成市町で策定いただいているところかと存じます。そこで当然出てくる可燃ごみの処分は、こちら環境の森センター・きづがわがまず第一に上がってくるというものになるかと思っております。

それでどれぐらいの処理ができるのかというのは、先ほど竹川議員の一般質問でもご答弁申し上げました内容になってこようかと思えますが、当然まずはここへ持ってくることを第一義として、ここで処理し切れない分を次どうしていくのかという段階的な考えの下、進めていくものと考えておりますので、まずは我々も当然第一に考えていただく中で、処理し切れる部分については全て受け入れていくという姿勢で臨んでいきたいというふうに考えております。

それから監視委員の報酬部分でございますが、そちらのほうは前回もご指摘いただきまして、こちらの例規のほうでの記載の内容とかもご指摘いただいたところでございましたが、環境監視委員につきましては、我々のほうでも特別職という扱いではなくて、いわゆる予算の科目におきましては報償費ということでの科目立てをさせていただいて、いわゆる特別職の報酬とは少し違った扱いとさせていただいているところでございます。

額の決定にあってこの特別職の額を参考にさせていただいているというふうにご答弁させていただきましたとおり、根拠としてはそこを持ってはおりますけれども、位置づけとしては、特別職とは別のものというふうに考えてございます。

あと、携帯の電波の関係につきましては、確かにここ、施設内に入りましてしっかりした造りといえますか、コンクリート等で造成をしている部分でございますので、確かに電波の弱いところというのがご

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>ざいます。ただこの施設の外あるいは施設の外周といいますか、建物の中でも廊下とか、そういった部分については電波が通じないということではございません。</p> <p>ですので、館内全てのところに電波が届くとなるとかなりのまた整備が必要になりますが、館内のそういった通信につきましては、先ほど申し上げましたような無線機を利用して、施設の中では職員同士は必ず通話できるような形で業務には支障がないようにしておりますので、この電波の増幅ということにつきましては、状況を見ながらの検討ということではございますけれども、災害時に全く機能しないかと言われれば、そこまでの状況ではないというふうにご理解いただければと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>将来にわたる効果、もう一個この中には市民等参加状況というものもあるんだけど、もしほとんど書くことがないんだったら、もう様式変更をしたほうがいいと思うんだけど、今書いてもらったのも、どちらかという将来にわたる効果等というよりも、予算運用上の留意点みたいな意味合いで書かれているからちょっと意味合いが違うんですね。ですから、説明資料として作るんでしたらもうちょっと現状に合った様式に変更したらどうかということで、これは指摘をしておきたいと思えます。</p> <p>新規事業とか廃止はさっきお聞きしましたが、今の話だと今年度、令和4年度の予算にあったホームページの更新費用は、来年度はゼロになるというふうに聞こえたんですが、ただ今日も含めて幾つかホームページについてはもうちょっと改善したらいいんじゃないかという意見が出ているわけですから、だから今年度どこまで出来るかにもよるけれども、仮に今年度、皆さんの意見を十分に反映できるようなところまでいかないんだったら、新年度の補正でもしてそこはしっかりと対応することというのが、ここでいろんな一般質問で出されているような話なんかをしっかりと情報発信して住民の意見も聞き、また、次代の住民というか、お子さんとか、次の時代を担う人たちにちゃんとしっかりとごみ問題について認識をしてもらうという意味から言えば意味があることなので、もちろんすぐに何百万という話にならんと思うけれども、数十万ぐらいの範囲であれば、それは議員の皆さんのご意見なんかも反映をしながらやるべきじゃないかというふうに思っているんで、その点はどうなのかを確認しておきたいと思えます。</p> <p>人事の件は、さっきあったように実質総務課が1人増ということですので、それはそれで了解をしました。</p> <p>学識監査委員に関しては、さっき申し訳ないです。これ、どうしますというか、いろいろ課題があるのは分かったという話なんだけれど</p>

佐々木議員
つづき

も、具体的に来年度のどこかで検討が要るのではないかと。監査委員さんの任期は今覚えてないけれども、少なくとも次の任期になるまでの間には、次、続投かどうか分からないけれども、次の報酬はこれこれですよと。別に変わらないというか、それとも若干引上げになりますよというかによってもまた違ってくるし、安ければいいというものじゃないので、しっかりと監査業務を果たしてもらおうという意味合いでの妥当な金額という意味で言えば、やっぱり若干少ない気がしますので、そこはしっかりと来年度にそういう作業をするかどうかに関しては、若干お聞かせを願いたいと思います。

災害ごみ関係に関しては、一般質問でもありましたけれども、起こってから考えたらこれは遅いんですよね、災害というのは。起こる前に想定をしながらどう対応するかという準備をするというのがこの間の阪神とか、東日本とかいろんな災害からの教訓なわけで、だから確かに一遍に処理できないと思うので、どういう順番で処理するのかという問題もありますよね。処理する災害ごみの種類によって、例えば腐ったりするとか、悪臭を漂わせるとかいったものは早期に処理しなアカンし、そうじゃないものは若干どこかにストックして待ってもらおうということが必要になるかもしれないけれども、そこはさっきもあったけれども、精華町、木津川市と一体の施設なわけだから、しかし、その辺は連携を取りながらどのぐらいものが発生し得るんだと、マックス。それに対して自ら処理ができるのはどの程度なのかと、できなかったらどうするのかと。応援依頼とかまたはストックの場所を確保するとかいうことも含めて、具体的にこれを想定というか、調査検討をしなアカンと思うんだけど、それをやる方針があるのかどうか、いつあるかは聞きませんが、やる方針があるのかどうかについては確認をしておきたいと思います。

監視委員さんは、ちょっと分からないんですけど、報酬ではなく報償費で対応するけれども、額は特別職の非常勤の特別職の報酬額に準じて払うと言っているわけでしょう。理由が一貫性がないんですよね。だからもちろん性格が違うというのは一定分かりますよ。分かるんですけど、その額を準用する場合に性格が違うルールを適用するとなったら何らかの理由が要りますよ、それはやっぱり。

通常、性格が似ているから、また出勤回数もほぼ似ているから同じルールを適用してほしいねという話は分かりやすいんですけど、性格が違うのに報酬額は準用するということをおっしゃっているわけで、なかなか厳しいなという気はします。

それから携帯ブースターは別にこだわらないけれども、これも災害の教訓でしょう。要するに一個だけの通信手段だけしか持っていなかったら、それが没になった場合、どうしようもなくなるってことですよ。通常、災害対応というのは複数の通信ルートを確認しておくということになるわけで、もちろん優先的には業務用の例えばさっきの無線機だとか、優先に使うんですけど、それでもそれが駄目やった場合は、個人所有のスマホ等を使わざるを得ない場合が発生するわけですよ。その観点で今議論をさせてもらっているんです。1個あるか

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>らいいよという、それが本当に災害対応の基本姿勢なのかどうかというのは若干クエスチョンマークがついちゃうので、だからもう一遍言います。災害関係、さっきのごみの問題とこのブースターの問題、今すぐ何とかしろと言っているわけじゃないけれども、どう考えるのか。何かあったらどう考えてどう対処しようと思っているのかというのは説明できなきゃならないわけですから、この点はどうされるのかについて確認をしておきます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>総務課長でございます。</p> <p>まず、1点目の資料の様式の関係のご意見ということでございますので、ご意見として承らせていただきます。</p> <p>それからホームページの関係の予算につきましては、今年度見直しをさせていただくことで、今3月末までで鋭意努力をしているところでございます。先ほどの一般質問でもありましたように、これで終わりとは決して考えておりませんので、更新していくものでございますので、そこが職員でできるものあるいは費用をもって業者にお願いをするもの、こういったものの分類というのはあろうかと思っておりますので、職員によつての更新というのは、日々いろいろと検討しながら、工夫しながらやっていきたいというふうに考えておりますし、それが予算を伴うということになりましたら、また、予算としてしっかり計上をお願いしていきたいと思っております。</p> <p>それから監査委員につきましては、見直すのか、見直さないかという部分でございますが、周辺でもこれまでかなり額が少なく見直しをかけたという事例があったというのは承知をいたしておりますし、我々のところもそういったことの検討が必要であるという部分については認識をしておりますので、本日現在におきましては、今後の課題というふうに捉えているというふうにご理解をいただければと思っております。</p> <p>あと、災害の対応につきましては、先ほど申し上げましたように、今、構成市町のほうで進められている災害廃棄物処理計画、これの中に当然環境の森センター・きづがわの明記も出てまいりますし、それに応じて我々の役割というのもそちらのほうで当然明記もされてまいります。これが出来上がりましたら我々として、当然その動きを具体化するためのものというのはしっかりと確定する必要があると考えておりますので、それらの進捗状況に応じながら我々のほうもそごのないうようにしっかりと対応できるような方針を確立させていきたいというふうに考えております。</p> <p>あと、監視委員の件につきましては、これはもう内容をご答弁申し上げたとおりでございますが、以前は特別職と同じような扱いを、例えばこの監視委員にかかわらず、附属機関であるとか、例えば地域の</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>区長さんでありますとか、そういったものにつきましていろんな明記もあったものが、平成29年、地方公務員法の改正によってこの附属機関の位置づけが明確になって今の定義に至っているというのを以前の部分で確認をしているところでございます。</p> <p>その中で、監視委員をどのような役割を持ってここの非常勤の特別職のものを使うのにしっかりした根拠があるのかどうかという部分につきましては、ご意見としては承らせていただくものと考えておりますけれども、今現時点で我々がこれを判断するに当たって、年3回活動いただくという中にあるのは、この日額について準用させていただいて、報償としてお支払いをするということで整理をさせていただいておりますし、現時点ではそのような方針で引き続き対応してまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>最後の携帯の部分は、先ほどもありましたように、災害に対して備えをするのは当然大事なことと考えております。ただこちらのほうが電波が全く届かない、いわゆる困難な地域であるとか、そういった部分にまではなっていないというのもございますので、これらがもしも全くそういったときに届かないような状況が明らかであれば何らかのお願いもしていけるんですが、そういった部分でなく通話はできると、通信ができると、ただできにくいというようなことである部分については、また状況を見ながらいろいろと判断していきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>大体了解しましたが、1点だけ、災害対応問題だけ、先ほどあったように、恐らく今ほとんどの自治体で災害廃棄物の処理計画というのが作業が進んでいるんだと思うんだけど、さっき答弁があったように、ここの施設と無関係ではいられない関係があるので、そこは2つの市町に任せきりじゃなしにここも関与しながら、2つの市町の処理計画がどういうふうな方向で位置づけられるのか。さっき申し上げたように、何遍も繰り返しますが、独自処理をする分とお願いする部分とストックしてもらおう分と幾つか、その場合、どこかのやつはさっき一般質問があったみたいに、その場合のお互いさまの考え方で通常料金でお互いにやるのか、それともやっぱり特別で、特殊な例だからという話になるのかということも考え方に関わってくるので、そこはしっかりと議論というか、調整していかなあかんと思うんですが、1個だけ最後確認だけ、この令和5年度でその事務というのは、特にそれに関する例えば委託とか調査費が上がっているわけじゃないから、通常の業務の中でそのことは進めていくというのか、いや、それはもうまだ将来の話であって、要するに令和6年度以降の話であって、来年度はそこには着手するつもりはないということなのか、その点だけ</p>

佐々木議員 つづき	確認しておきます。
高味議長	総務課長。
松井総務課長	<p>総務課長でございます。</p> <p>現在、例えば精華町のほうでありましたら、今年度中に災害廃棄物処理計画のほうは作成するというところで進められておると聞いております。我々のほうで策定する際には、精華町さん、それから木津川市のほうも今年度そういったことで策定を進めているというふうに聞いておりますので、これらは当然、基になるものがございまして、まずは職員のほうでその策定についてすり合わせなり、内容なり、方針決定なりというのを決めていきたいというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	ほかございませんか。 竹川さん。
竹川議員	だんだん慣れてくると、自分たちは知っているのです。
高味議長	ページ数を示してください。
竹川議員	<p>すみません、附属資料の全体に関わるんですけれども、先ほど例えば令和6年度にメンテナンスで1億何ぼという具体的な金額が出ましたけれども、慣れてくると自分たちは分かっているのです、ついみんなも知っているだろうというふうに、各議員も知っているだろうと思ってしまう面はあると思うんですね。</p> <p>ずっと佐々木議員もよく言うんですけれども、自分たちの質問は3回しかないのです、この金額は幾らですか、これはどうなっていますかという、そういう本当に質問したいことを聞く前に数字を聞かざるを得ないという、そうすると1回、2回使ってしまうというのがあるので、事前に配られる資料の中で、特に大きな例年に比べて変化がある場合、さっき言ったように令和5年度はあまりかからない、令和6年度はこれだけかかりますよというのが数字も含めて分かっているわけですから、そういう場合にはやはり附属資料にも書いてもらおうと。次年度はこういう意味で少ないですけれども、令和6年度はこれぐらいかかる予定ですとか、そういうのは事前に書いておいていただきたいというふうに思います。</p> <p>それと、やはり現状の総括と今後どうしたらええかというので何遍</p>

<p>竹川議員 つづき</p>	<p>も言いますけれども、自分たちの分かる範囲でいいですので、難しい総括と方針までは要求しませんので、例えば先ほどの監査委員さんの報酬についてはちょっと引き上げたい考えがあるとか、そういうこともどこか下のほうで書いておいていただいたら、かなり質問時間の無駄もなくなるんじゃないかと。自分たちは分かっているわけですから、そういうのは書き込んでいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>総務課長でございます。</p> <p>ただいまのご意見につきましては、資料の充実というのは、せんだっての議会運営委員会でもそういったご意見があったということで、今回、若干ではございますが、充実のほうは努めさせていただいたところでございます。</p> <p>あと、これをまたどこまでそしたら詳細に記載していくのかというのは、どうしてもそれぞれ見ていただく方のご意見、それから思いというのも入ってこようかと思っておりますので、何分全てに満足に行くような資料というのはなかなかゴールが見えないところではございますが、資料の内容につきましては、ご意見をいただいた中でいろいろと努めていきたいというふうに考えてございます。</p> <p>それからまた、総括等のお話につきましても、この附属資料を充実していく中でまたご意見を賜りながら、これは必ず必要だというようなことをきっちりと皆さんの中でもお示しいただき、我々もできるものにつきましては、できる限り改善に努めたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほかございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ歳出に関する質疑は終わります。</p> <p>続きまして、歳入についての質疑に移りますが、ページ数をお示しの上、お願いいたします。</p> <p>質疑ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑を終わります。</p> <p>討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>

高味議長
つづき

(なしの声)

なければ討論を終わります。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。
したがって、議案第5号「令和5年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第9「委員会の閉会中の継続審査及び調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りいたします。

本件は、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なる審議を賜り、大変ご苦労さまでした。

我々木津川市議会は、この4月にて改選がございます。私、議長としてまだ臨時議会等々行われる可能性はありますけれども、一応皆様方のご協力のおかげで無事議長を果たすことができました。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

これをもちまして、令和5年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(15:27)

この議事録の記載は、適正と認めここに署名する

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____